

令和 3 年度

# 公共用水域及び地下水の水質測定計画

高 知 県



## 目 次

### 令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画

1	目 的	1
2	調査期間	1
3	調査内容	1
4	採水時期及び採水方法	1
5	測定項目	2
6	測定方法	2
7	測定結果	2
8	そ の 他	2

### 公共用水域測定計画（水質・底質）

河川・湖沼測定機関分担	3
海域測定機関分担	3
河川及び湖沼水質測定計画	4
海域水質測定計画	12
公共用水域水質測定計画統括表	16

### 地下水水質測定計画

地下水測定機関分担	17
地下水水質測定計画	18
地下水水質測定計画統括表	20

### 測定地点図（公共用水域・地下水）

公共用水域類型指定状況	21
I 公共用水域	
1 吉野川水域	22
2 室戸阿南海岸国定公園水域	23
3 土佐湾東部関連水域	24
4 物部川水域	25
5 浦戸湾水域	26
6 仁淀川水域	28
7 須崎湾水域	31
8 中土佐地先海域関連水域	32
9 四万十川水域	35

10	足摺宇和海国立公園水域	-----	36
11	足摺海中公園水域	-----	37
12	宿毛湾水域	-----	38
II 地下水			----- 39

参考資料

水質汚濁に係る環境基準	-----	41
地下水の水質汚濁に係る環境基準	-----	48
要監視項目及び指針値について	-----	49
公共用水域水質測定結果記入要領	-----	51



# 令和3年度 公共用水域及び地下水の水質測定計画

## 1 目 的

この計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、高知県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁の状況を監視するために行う水質の測定について、測定すべき事項、測定の地点及びその他必要な事項を定めるものである。

## 2 調査期間

令和3年4月から令和4年3月までとする。

## 3 調査内容

調査地点、測定頻度、測定項目及び測定機関は、次のとおりとする。

- (1) 河川・湖沼 …………… 別 表 河川及び湖沼水質測定計画（底質を含む）
- (2) 海 域 …………… 別 表 海域水質測定計画（底質を含む）
- (3) 地 下 水 …………… 別 表 地下水質測定計画
- (4) 測定地点図 …………… 別 図 I（公共用水域）及びII（地下水）

## 4 採水時期及び採水方法

### (1) 採水時期

#### ア 河 川

採水は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとし、低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。

#### イ 海域・湖沼

採水は、大潮時の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとし、水質が水利用に影響を及ぼす時期を含めるものとする。

#### ウ 地下水

調査対象井戸について、降雨等の影響を避け季節的な変動を考慮し、実施するものとする。

### (2) 採水方法

#### ア 河 川

原則として流心部とし、水面から水深の2割程度の深さで採水するものとする。

#### イ 海域・湖沼

原則として表層（水面下0.5m）及び中層（水面下2m）から採水する。水深が5m以浅の地点では表層のみから採水し、水深が10mをこえる地点では必要に応じて下層（水面下10m）からも採水する。

全窒素及び全燐の測定については、表層について行い、その他の項目については各層の採水を等量混合した試料を用いることとする。

## 5 測定項目

### (1) 河川・湖沼及び海域

別表に掲げるもののほか、気温、水温、外観、臭気等について適宜実施する。

### (2) 地下水

別表に掲げるもののほか、気温、水温、外観、臭気等について適宜実施する。

### (3) 底質

測定項目は、気温、泥温、外観、臭気、pH、COD、強熱減量、全硫化物、粒度分布、含水率、総水銀、アルキル水銀、カドミウム、鉛、砒素、PCB、銅、亜鉛、マンガン、クロム、鉄、その他とする。

## 6 測定方法

水質については、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）に掲げる方法及び「排水基準を定める総理府令の規定に基づく環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）によるものとする。

底質については、「底質調査方法」（平成24年8月8日環水大水発120725002号）及び「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日環境庁告示第46号）に準ずるものとする。

これらにない項目については、日本工業規格、上水試験方法、下水試験方法等、科学的に確立された測定方法によることとする。なお、特殊な測定方法を用いた場合は、報告の際に付記するものとする。

## 7 測定結果

県測定機関は、測定結果を指定様式により、毎翌月末までに高知県林業振興・環境部環境対策課に送付するものとする。また、県以外の測定機関は、測定結果を令和4年4月1日までに送付するものとする。

なお、健康項目について環境基準値を超える等、通常と異なる測定結果が確認された場合は、その旨を直ちに環境対策課に連絡するとともに、当該水域に関して必要な調査を行うものとする。

## 8 その他

この計画に定めのない事項については、関係機関が協議して定めるものとする。

# 公共用水域水質測定計画

河川及び湖沼水質測定計画

海域水質測定計画

底質測定計画



### 河川及び湖沼測定機関分担

水 域 名	水域及び地点数 下段：未指定河川	測 定 分 担				備 考 (令和2年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	水資源 機 構	
早明浦ダム 貯水池	1湖沼1水域1地点				1湖沼 1地点	
長沢ダム 貯水池	1湖沼1水域1地点		1湖沼 1地点			
大橋ダム 貯水池	1湖沼1水域1地点		1湖沼 1地点			
吉野川	1河川1水域1地点 1河川 1地点		2河川 2地点			
室戸阿南海岸 国定公園	2河川2水域2地点 2河川 2地点		4河川 4地点			
土佐湾東部関連	4河川4水域8地点 1河川 1地点		5河川 9地点			
物部川	2河川3水域7地点	1河川 3地点	2河川 4地点			
浦戸湾	8河川13水域23地点 6河川 6地点			14河川 29地点		
仁淀川	6河川7水域18地点 4河川 4地点	3河川 9地点	10河川 13地点			
須崎湾	3河川3水域3地点		3河川 3地点			
中土佐地先海域 関 連	3河川3水域4地点 3河川 3地点		6河川 7地点			
四万十川	6河川6水域19地点 3河川 5地点	4河川 12地点	7河川 12地点			横瀬川の3地点を追加
足摺海中公園	3河川3水域3地点		3河川 3地点			
宿毛湾	4河川4水域4地点		4河川 4地点			
計	3湖沼3水域 3地点 42河川49水域 92地点 20河川 22地点	8河川 24地点	46河川 2湖沼 63地点	14河川 29地点	1湖沼 1地点	

### 海域測定機関分担

水 域 名	海域水域及び地点数	測 定 分 担			備 考 (令和2年度との比較)
		国 土 交通省	高知県	高知市	
室戸阿南海岸 国定公園	1海域1水域5地点		1海域 5地点		
浦戸湾	1海域2水域14地点			1海域 14地点	
須崎湾	1海域2水域5地点		1海域 5地点		
中土佐地先海域 関 連	1海域1水域16地点		1海域 13地点	1海域 3地点	
足摺宇和海 国立公園	1海域1水域6地点		1海域 6地点		
足摺海中公園	1海域1水域5地点		1海域 5地点		
宿毛湾	1海域2水域8地点		1海域 8地点		
計	7海域10水域59地点		6海域 42地点	2海域 17地点	

令和3年度 河川及び湖沼水質測定計画

水 域 名	環境基準 類型	測定地点名(地点統一番号)  (◎:環境基準地点)	年間 総測定 日数	測 定 項 目																		
				生活環境項目												健 康 項 目						
				p H	D O	B O D	C O D	S S	大 腸 菌 群 数	油 分	全 窒 素	全 磷	全 亜 鉛	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル	L A S	底 層 D O	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素	
早明浦ダム貯水池	AⅡ	◎ 貯水池基準点 ( 501-01 )	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2	
長沢ダム貯水池	AⅡ	◎ 貯水池基準点 ( 502-01 )	6	6	6		6	6	4		6	6	6	6	6		1		1	1	1	
大橋ダム貯水池	AⅡ	◎ 貯水池基準点 ( 503-01 )	6	6	6		6	6	4		6	6	6	6	6		1		1	1	1	
吉野川 水	AA	本山沈下橋 ( 047-55 )	6	6	6	6		6	4			6	6	6		1		1	1	1	1	
		穴内川ダムサイト ( 204-02 )	6	6	6	6	6	6			6	6										
室戸 阿南 水		入地橋 ( 233-01 )	6	6	6	6		6	4													
		甲浦新橋 ( 234-01 )	6	6	6	6		6	4													
	AA	◎ 押野橋 ( 046-01 )	6	6	6	6		6	4							1		1	1	1	1	
	AA	◎ 羽根橋 ( 045-01 )	6	6	6	6		6	4							1		1	1	1	1	
土佐 湾東 部 関 連 水 域	A	魚梁瀬大橋 ( 031-57 )	6	6	6	6	6	6			6	6										
		平鍋橋 ( 031-52 )	6	6	6	6		6														
		◎ 奈半利堰 ( 031-01 )	12	12	12	12		12	8							1		1	1	1	1	
	AA	◎ 焼山橋 ( 032-01 )	6	6	6	6		6	4							1		1	1	1	1	
	AA	◎ 観音橋 ( 033-01 )	6	6	6	6		6	4							1		1	1	1	1	
		伊尾木川橋 ( 033-51 )	6	6	6	6		6														
安芸 川	AA	◎ 析の木橋 ( 034-01 )	6	6	6	6		6	4							1		1	1	1	1	
		安芸橋 ( 034-51 )	6	6	6	6		6														
		梶橋 ( 249-01 )	6	6	6	6		6														
物部 川水 域	AA	◎ 日の出橋 ( 019-01 )	12	12	12	12		12	8			1	1	1		1		1	1	1	1	
	A	大栃橋 ( 020-51 )	12	12	12	12	6	12			6	6										
		暁美橋 ( 020-56 )	12	12	12	12		12														
		◎ 山田堰 ( 020-01 )	12	12	12	12	12	12	12		4	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2
		戸板島 ( 020-53 )	12	12	12	12	12	12	12													
	深 淵 ( 020-54 )	12	24	24	24	24	24	24		4	4					2	2	2	2	2	2	
上斐生川	AA	◎ 安丸橋水位観測所 ( 021-01 )	12	12	12	12		12	8							1		1	1	1	1	

数値は測定回数

測定項目																	底質	流量測定	測定機関名	備考									
健康項目							特殊項目			その他の項目																			
総水銀	アルキル水銀	PCB	低沸点化合物類	農薬類	セレン	硝酸性窒素 亜硝酸性及 性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	濁度	透明度	塩素イオン	NH <sub>4</sub> -N	リン酸イオン	MBA S	TOC	電気伝導度	クロロフィルa	生体有機物 トリアロメタン 能	要監視項目等				
2	2	2	2	2	2	12	2	2	2						12	12		12					12	12	1	2	1	水資源	湖沼生物A
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1		高知県	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1		〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1		〃	河川生物A
																												〃	
																												〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1		〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1		〃	
																												〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						12											1		〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1		〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1		〃	
																												〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						12											1		〃	
															12													〃	
2		2	2	2	2	2	2	2	2						4			4								2	1	国交省	
2		2	2	2	2	2	2	2	2						4			4								2	1	〃	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						12											1		高知県	

令和3年度 河川及び湖沼水質測定計画

水 域 名	環境基準 類型	測定地点名(地点統一番号)  (◎:環境基準地点)	年間 総測定 日数	測 定 項 目																	
				生活環境項目											健 康 項 目						
				p H	D O	B O D	C O D	S S	大 腸 菌 群 数	油 分	全 窒 素	全 磷	全 亜 鉛	ノ ニ ル フ エ ノ ー ル	L A S	底 層 D O	カ ド ミ ウ ム	全 シ ア ン	鉛	六 価 ク ロ ム	砒 素
浦 戸 湾 水 域		十市川 厚生橋 (221-01)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		下田川上流 A ◎ 瑞山橋 (008-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1						1		
		下田川下流 B ◎ 五台山橋 (009-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1				1		
		国分川上流 AA ◎ 小山橋 (001-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1						1		
		国分川下流 B きんこう橋 (002-51)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		◎ 葛島橋 (002-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1				1	1	1
		久万川上流 B ◎ 落合橋 (004-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1						1		
		久万川下流 C ◎ 比島橋 (005-01)	6	6	6	6	6	6			6	6	1	1	1				1		
		紅水川 落合橋 (219-01)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		江ノ口川 C 永福寺橋 (003-51)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		円満橋 (003-52)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		◎ 廿代橋 (003-01)	6	6	6	6	6	6			6	6	1	1	1				1		
		旭川 勸進橋 (238-01)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		舟入川上流 A ◎ 舟戸橋 (006-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1						1	1	1
		舟入川下流 B ◎ 新木橋 (007-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1				1	1	1
		絶海池 大島橋 (222-01)	6	6	6	6	6	6			6	6									
		AA 中島橋 (010-58)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									
		砂瀬橋 (010-56)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									
		鏡川上流 鏡川ダムサイト (010-57)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									
		大河内橋 (010-51)	6	6	6	6	6	6	2		6	6									
	廓中堰 (010-52)	6	6	6	6	6	6	2		6	6										
	◎ 新月橋 (010-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1						1			
	鏡川下流 A ◎ 潮江橋 (011-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1				1			
	重倉川 長谷橋 (240-01)	6	6	6	6	6	6	2		6	6	1					1	1	1	1	
	B ◎ 三ノ瀬橋 (048-01)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1						1			
	神田川 神田川橋 (048-51)	6	6	6	6	6	6			6	6										
	竹島川 西孕橋 (218-01)	6	6	6	6	6	6			6	6										
	B ◎ 新川川橋 (012-03)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1					1	1	1	1	
	◎ 中ノ橋 (012-02)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	1				1			



数値は測定回数

測定項目																			底質	流量測定	測定機関名	備考					
健康項目							特殊項目				その他の項目																
総水銀	アルキル水銀	PCB	低沸点化合物類	農薬類	セレン	硝酸性窒素 亜硝酸性及び窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	濁度	透明度	塩素イオン	NH <sub>4</sub> -N	リン酸イオン	MBAS	TOC	電気伝導度	クロロフィルa	生体有機物 トリハロメタン 能	要監視項目等		
															6	6					6	6					高知市
			1	1	1	1				1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1			1	1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1				1	1		1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1			1	1		1	1	1	6	6					6	6					〃
															6	6						6	6				〃
															6	6						6	6				〃
			1	1	1	1				1	1		1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
1			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
															6	6						6	6				〃
1	1	1	1	1	1	1	1	1		1		1	1	1	6	6					6	6					〃
			1	1	1	1				1		1	1	1	6	6					6	6					〃



数値は測定回数

測定項目														底質	流量測定	測定機関名	備考													
健康項目							特殊項目			その他の項目																				
総水銀	アルキル水銀	PCB	低沸点化合物類	農薬類	セレン	硝酸性窒素 亜硝酸性窒素 及び	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	濁度	透明度	塩素イオン	NH <sub>4</sub> -N	リン酸イオン	MBA S	TOC	電気伝導度	クロロフィルa	トリアロメタン能	要監視項目等					
1	1	1	1	1	1	6	1	1	1						12	12							12	12			1	国交省		
															12	12	6	6					12	12	2				"	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6										1			"		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						4		4				4			4	2	1	36	国交省		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						12		12	12	12				12		2	1		"		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						12		12	12	12				12		2			"		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						12		12	12	12				12		2	24	"			
2		2	2	2	2	2	2	2	2						12		12	12	12				12		2			"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6										1			高知県		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1	1		"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			"		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						4		4				4			4	2	1		国交省		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			高知県		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						12		12	12	12				12		2	1	24	国交省		
		1																										高知県		
		1																										"		
		1																										"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1					6											1	1		"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			"		
1		1	1	1	1	1	6	1	1	1	1	1	1	1			6								1			"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			"		
																												"		
																												"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1								6								1			"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																1			"		

令和3年度 河川及び湖沼水質測定計画

水 域 名	環境基準類型	測定地点名(地点統一番号) (◎:環境基準地点)	年間総測定日数	測 定 項 目																
				生活環境項目												健 康 項 目				
				pH	D O	B O D	C O D	S	大腸菌群数	油分	全窒素	全燐	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	底層D O	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム
四万十川水域	AA	◎ 鍛冶屋瀬橋 (022-01)	6	6	6	6		6	4	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
		家地川堰堤 (022-58)	6	6	6	6	6	6	4	6	6									
		◎ 大正流量観測所 (022-02)	6	6	6	6		6	4	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
		昭和大橋 (022-56)	6	6	6	6		6	4	6	6									
		◎ 西土佐大橋 (022-03)	6	6	6	6		6	4	6	6	1	1	1	1	1	1	1	1	
		◎ 具 同 (022-04)	12	24	24	24	24	24	24	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2
		下 田 (022-55)	12	12	12	12	12	12	12	6	6									
	A	◎ 根々崎橋 (025-01)	6	6	6	6		6	4	6	6					1	1	1	1	
	B	◎ 奈路橋 (026-01)	6	6	6	6		6	4	6	6					1	1	1	1	
		四万十川合流前 (245-01)	6	6	6	6		6	4	6	6									
	A	津賀ダム放水口 (041-54)	6	6	6	6		6		6	6									
		◎ 大正橋 (041-01)	6	6	6	6		6	4	6	6				1	1	1	1		
		川崎橋 (215-01)	6	6	6	6		6	4	6	6				1	1	1	1		
	A	◎ 後川橋 (023-01)	12	24	24	24	24	24	24	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	
B	広井 (024-57)	12	12	12	12	12	12	12	12	12										
	中筋川ダム (024-56)	12	12	12	12	12	12	12	12	12			12	2	2	2	2	2		
	黒川 (024-55)	12	12	12	12	12	12	12	12	12										
	五反田橋 (024-53)	6	6	6	6		6		6	6										
	坂本橋 (024-52)	6	6	6	6	6	6	6	6	6										
	◎ 山路橋 (024-01)	12	24	24	24	24	24	24	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2		
	実崎 (024-54)	6	6	6	6	6	6	6	6	6										
	大物川橋 (250-01)	12	12	12	12	12	12	12	12	12										
	横瀬川ダム (250-02)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2	2	2	2		
	久才川橋 (250-03)	12	12	12	12	12	12	12	12	12										
公足園摺水海域中	AA	◎ といぐち堰 (030-01)	6	6	6	6		6	4						1	1	1	1		
	AA	◎ 竜串橋 (029-02)	6	6	6	6		6	4						1	1	1	1		
	AA	◎ 下川口橋 (028-01)	6	6	6	6		6	4						1	1	1	1		
宿毛湾水域	A	◎ 中ケ市橋 (040-01)	6	6	6	6		6	4						1	1	1	1		
	A	◎ 日の下橋 (039-01)	6	6	6	6		6	4						1	1	1	1		
	A	◎ 河戸堰 (037-01)	6	6	6	6		6	4	6	6				1	1	1	1		
	A	◎ 野地堰 (038-01)	6	6	6	6		6	4	6	6				1	1	1	1		
計			930	930	918	564	930	608	0	514	514	94	86	86	48	70	34	83	78	70

類型指定河川・湖沼数:45 類型指定水域数:52

測定河川・湖沼数:65 測定地点数:117

環境基準地点数:58

※低沸点化合物:ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-ト  
 ※農薬類:チウラム、シマジン、チオベンカルブ

数値は測定回数

測定項目														底質	流量測定	測定機関名	備考												
健康項目							特殊項目			その他の項目																			
総水銀	アルキル水銀	PCB	低沸点化合物類	農薬類	セレン	硝酸性窒素 亜硝酸性及び 硝素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	濁度	透明度	塩素イオン	NH <sub>4</sub> -N	リン酸イオン	MBA S	TOC	電気伝導度	クロロフィルa	トトリハロメタン能	要監視項目等				
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	高知県		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	"		
2		2	2	2	2	2	2	2	2						6		12									2	国交省		
															6		6									1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	高知県		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	"		
															6													"	
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6													"	
2		2	2	2	2	2	2	2	2							12										2	国交省		
2		2	2	2	2	12	2	2	2				12	12	12	12						12	12	4	1	"			
						12							12	12	12	12							12	12		12	"		
2		2	2	2	2	2	2	2	2				12		6	6										2	高知県		
						12							12	12	6	6										1	国交省		
2		2	2	2	2	12	2	2	2				12	12	6	6							12	12	4	1	"		
						12							12	12	6	6							12	12		12	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1	高知県		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1						6											1	"		
1		1	1	1	1	1	1	1	1																	1	"		
70	5	73	913	249	83	166	81	76	74	16	1	16	52	22	520	60	300	166	66	0	182	246	168	19	62	17	144	10,404	総計

リクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

令和3年度 海域水質測定計画

水 域 名	環境基準類型	測定地点名(地点統一番号) (◎:環境基準地点) (○:窒素・磷環境基準地点)	年間総測定日数	測 定 項 目																	
				生活環境項目											健 康						
				pH	D O	B O D	C O D	S S	大腸菌群数	油分	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	底層D O	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素
室戸公園阿南海岸	A	st-2 (610-51)	2	2	2	2									2						
		st-4 (610-53)	2	2	2	2									2						
		◎ st-1 (610-01)	4	4	4	4									1	1	1	1	1	1	1
		st-11 (610-60)	2	2	2	2									2						
		st-12 (610-61)	2	2	2	2									2						
浦戸湾水域	B III	st-101 (602-51)	2	2	2	2				2	2										
		st-102 (602-52)	2	2	2	2				2	2										
		st-103 (602-53)	2	2	2	2				2	2										
		◎ ○ st-104 (602-01)	6	6	6	6				6	6	6			6			1			
		st-105 (602-54)	2	2	2	2				2	2										
		◎ ○ st-106 (602-02)	6	6	6	6				6	6	6	1	1	6			1			
		st-107 (602-55)	2	2	2	2				2	2										
		st-108 (602-56)	2	2	2	2				2	2										
		st-109 (602-57)	2	2	2	2				2	2										
		st-110 (602-58)	2	2	2	2				2	2										
		◎ ○ st-111 (602-03)	6	6	6	6				6	6	6			6			1			
		st-112 (602-59)	2	2	2	2				2	2										
	高知港(甲)	A	◎ st-113 (601-01)	6	6	6	6		6	6	6	6	1	1				1			
◎ st-114 (601-02)			6	6	6	6		6	6	6	6	1					1				
中土佐地先	A	st-115 (608-51)	2	2	2	2			2	2											
		st-116 (608-52)	2	2	2	2			2	2											
		st-117 (608-53)	2	2	2	2			2	2											
須崎湾水域	B	◎ st-1 (604-01)	6	6	6	6		3						6	1	1	1	1	1	1	
		◎ st-2 (604-02)	6	6	6	6		3						6	1	1	1	1	1	1	
		st-10 (604-56)	2	2	2	2			2					2							
	◎ st-3 (604-03)	6	6	6	6		3						6	1	1	1	1	1	1		
須崎湾	A	◎ st-4 (605-01)	4	4	4	4							1	1	1	1	1	1	1		
中土佐地先海域関連水域	A	◎ st-1 (608-01)	4	4	4	4								1	1	1	1	1	1	1	
		◎ st-20 (608-06)	6	6	6	6		3						6	1	1	1	1	1	1	
		◎ st-3 (608-03)	4	4	4	4								4	1	1	1	1	1	1	
		◎ st-4 (608-04)	4	4	4	4								4	1	1	1	1	1	1	
	II	st-9 (608-57)	6	6	6	6				6	6			6							
		○ st-10 (608-58)	6	6	6	6				6	6			6							
		○ st-11 (608-59)	6	6	6	6				6	6			6							
		st-12 (608-60)	6	6	6	6				6	6			6							
		○ st-13 (608-61)	6	6	6	6				6	6			6	1	1	1	1	1	1	
		st-14 (608-62)	6	6	6	6				6	6			6							
		st-15 (608-63)	6	6	6	6				6	6			6							
A	st-17 (608-65)	2	2	2	2								2								
	◎ st-5 (608-05)	4	4	4	4								1	1	1	1	1	1	1		



令和3年度 海域水質測定計画

水 域 名	環境基準類型	測定地点名(地点統一番号) (◎:環境基準地点) (○:窒素・磷環境基準地点)	年間総測定日数	測 定 項 目																		
				生活環境項目										健 康								
				pH	D O	B O D	C O D	S S	大腸菌群数	油分	全窒素	全磷	全亜鉛	ノニルフェノール	L A S	底層D O	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀
国立公園水域 足摺宇和海	A	◎ st-1 (609-01)	4	4	4	4									1	1	1	1	1			
		◎ st-2 (609-02)	4	4	4	4									1	1	1	1	1			
		○ st-9 (609-55)	2	2	2	2								2								
		◎ st-3 (609-03)	4	4	4	4								4	1	1	1	1	1			
		◎ st-8 (609-54)	2	2	2	2								2								
公園水域中 足摺海中	A	◎ st-1 (603-03)	6	6	6	6	3						6	1	1	1	1	1				
		◎ st-2 (603-05)	6	6	6	6	3						6	1	1	1	1	1				
		◎ st-3 (603-04)	6	6	6	6	3							1	1	1	1	1				
		◎ st-4 (603-02)	4	4	4	4	2							1	1	1	1	1				
		◎ st-5 (603-01)	4	4	4	4	2							4	1	1	1	1	1			
宿毛湾水域	B	◎ st-1 (606-01)	6	6	6	6	3	3	3				6	1	1	1	1	1				
		st-6 (606-52)	2	2	2	2							2									
		st-7 (606-53)	2	2	2	2							2									
		st-8 (606-54)	2	2	2	2							2									
	A	st-10 (607-52)	2	2	2	2							2									
		◎ st-2 (607-01)	6	6	6	6	3	3	3					1	1	1	1	1				
		◎ st-3 (607-02)	4	4	4	4								1	1	1	1	1				
		◎ st-4 (607-03)	4	4	4	4								1	1	1	1	1				
海 域 数: 7		類型指定水域数:12	計																			
測定地点数: 59		環境基準地点数: 28		230	230	0	230	0	43	2	102	102	25	2	2	142	24	0	29	24	24	24
		窒素・磷環境基準地点数: 6																				

※低沸点化合物:ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエ

※農薬類:チウラム、シマジン、チオベンカルブ



数値は測定回数

目 定 項 目														底 質	測定機関名	備 考																							
項 目				特殊項目					そ の 他 の 項 目																														
アルキル水銀	PCB	低沸点化合物類	農薬類	セレン	硝酸性窒素及硝酸性窒素	1,4-ジオキサン	銅	亜鉛	鉄	マンガン	クロム	透明度	塩素イオン	NH <sub>4</sub> -N	リン酸イオン	MBA S	TOC	電気伝導度	クロロフィルa	生体ハロメタン能	要監視項目等																		
	1				1	1						4	4										高知県																
	1				1	1						4	4										〃																
												2	2										〃																
	1				1	1						4	4								1		〃																
	1				1	1						2	2										〃																
	1				1	1						4	4										〃																
	1				1	1						6	6										〃																
	1				1	1						6	6										〃																
	1				1	1						6	6										〃																
	1				1	1						4	4										〃																
	1				1	1						4	4										〃																
	1				1	1						2	2										〃																
	1				1	1						6	6										〃																
	1				1	1						4	4										〃																
	1				1	1						4	4										〃																
0 24 55 15 5 29 25																					5	0	5	5	5	230	230	0	0	0	54	54	0	0	0	5	総計	1,981	

タン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン

公共用水域水質測定計画統括表

検体数

測定項目	測定機関				合計	
	国土交通省	高知県	高知市	水資源機構		
生活環境項目	pH(水素イオン濃度)	336	584	228	12	1,160
	DO(溶存酸素量)	336	584	228	12	1,160
	BOD(生物化学的酸素量)	336	396	174	12	918
	COD(化学的酸素要求量)	336	218	228	12	794
	SS(浮遊物質)	336	408	174	12	930
	大腸菌群数	336	207	96	12	651
	油分(ノルマルヘキサン抽出物質)	0	2	0	0	2
	全窒素	202	174	228	12	616
	全燐	202	174	228	12	616
	全亜鉛	44	23	40	12	119
	ノニルフェノール	44	23	9	12	88
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	44	23	9	12	88
	底層DO	36	124	18	12	190
	健康項目	カドミウム	29	61	2	2
全シアン		29	0	3	2	34
鉛		29	61	20	2	112
六価クロム		29	66	5	2	102
砒素		29	61	2	2	94
総水銀		29	61	2	2	94
アルキル水銀		3	0	0	2	5
PCB		29	65	1	2	97
ジクロロメタン		29	37	20	2	88
四塩化炭素		29	37	20	2	88
1,2-ジクロロエタン		29	37	20	2	88
1,1-ジクロロエチレン		29	37	20	2	88
シス-1,2-ジクロロエチレン		29	37	20	2	88
1,1,1-トリクロロエタン		29	37	20	2	88
1,1,2-トリクロロエタン		29	37	20	2	88
トリクロロエチレン		29	37	20	2	88
テトラクロロエチレン		29	37	20	2	88
1,3-ジクロロプロペン		29	37	20	2	88
チウラム		29	37	20	2	88
シマジン		29	37	20	2	88
チオベンカルブ		29	37	20	2	88
ベンゼン		29	37	20	2	88
セレン		29	37	20	2	88
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		102	61	20	12	195
ふっ素		29	42	8	2	81
ほう素		29	37	8	2	76
1,4-ジオキサン	29	59	9	2	99	
特殊項目	銅	0	1	20	0	21
	亜鉛	0	1	0	0	1
	鉄(溶解性)	0	1	20	0	21
	マンガン(溶解性)	36	1	20	0	57
	クロム	0	7	20	0	27
その他の項目	濁度	190	144	174	12	520
	透明度	48	176	54	12	290
	塩素イオン	114	188	228	0	530
	アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)	154	0	0	12	166
	リン酸イオン	66	0	0	0	66
	MBAS	0	0	0	0	0
	TOC	8	0	228	0	236
	電気伝導度	60	0	228	12	300
	クロロフィルa	156	0	0	12	168
	トリハロメタン生成能	18	0	0	1	19
要監視項目等	24	36	0	2	62	
底質	13	6	2	1	22	
流量測定	144	0	0	0	144	
総計	4,449	4,630	3,034	272	12,385	

(測定計画備考)

※1 高知県が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロポス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン及びキシレンとする。

※2 国土交通省が測定する要監視項目等は、クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロロポス、フェノカルブ、イプロベンホス、クロロニトロフェン、トルエン及びキシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモンとする。

※3 水資源機構が測定する要監視項目等は、4-tert-オクチルフェノール、アニリン及び2,4-ジクロロフェノールとする。

# 地下水質測定計画



令和3年度 地下水調査地点数

1 国土交通省測定分 ( ) : 令和2年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	3 ( 3 )	4 ( 4 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
小計	3 ( 3 )	4 ( 4 )

2 高知県測定分 ( ) : 令和2年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	10 ( 12 )	20 ( 22 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	5 ( 5 )	11 ( 11 )
小計	13 ( 15 )	31 ( 33 )

3 高知市測定分 ( ) : 令和2年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	1 ( 1 )	5 ( 5 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	1 ( 1 )	7 ( 7 )
小計	1 ( 1 )	12 ( 12 )

4 総計 ( ) : 令和2年度

調査区分	市町村数	地点数
概況調査	12 ( 15 )	29 ( 31 )
汚染井戸周辺地区調査	0 ( 0 )	0 ( 0 )
継続監視調査	6 ( 6 )	18 ( 18 )
合計	15 ( 16 )	47 ( 49 )

令和3年度 地下水調査地点 (井戸所在地市町村名)

	調査区分	令和3年度	令和2年度
国土交通省	概況調査	高知市、南国市 四万十市	高知市、南国市 四万十市
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査		
高知県	概況調査	南国市、須崎市、 香南市、香美市、 大豊町、土佐町、 中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町	室戸市、安芸市、 土佐市、奈半利町、 田野町、安田町、 北川村、芸西村、 いの町、佐川町、 越知町、日高村
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	室戸市、南国市 土佐市、香美市 佐川町	室戸市、南国市 土佐市、香美市 佐川町
高知市	概況調査	高知市	高知市
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	高知市	高知市
測定計画	概況調査	高知市、南国市、 須崎市、四万十市 香南市、香美市、 大豊町、土佐町、 中土佐町、梶原町、 津野町、四万十町	高知市、室戸市、 安芸市、土佐市、 奈半利町、田野町、 安田町、北川村、 芸西村、いの町、 佐川町、越知町、 日高村
	汚染井戸周辺地区調査		
	継続監視調査	高知市、室戸市 南国市、土佐市 香美市、佐川町	高知市、室戸市 南国市、土佐市 香美市、佐川町

令和3年度 地下水水質測定計画

年間 番号	調査地点名	調査井戸の諸元				調査区分	測定頻度								
		設置場所	使用用途	井戸の種類	概況		項目別	健康	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	
1	201-1300-015900	高知市長浜	生活用	N.A.	概況(ローリング)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	201-1330-015500	高知市縄手町	生活用	浅井戸	概況(ローリング)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	201-1720-016000	高知市初月	生活用	N.A.	概況(ローリング)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
4	201-1810-015700	高知市南久万	飲用	N.A.	概況(ローリング)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
5	201-2940-000100	高知市春野町 天皇	水位観測	浅井戸	概況(定点)	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
6	201-5100-015600	高知市鴨部上町	飲用	N.A.	概況(ローリング)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
7	204-0420-001700	南国市日章	水位観測	浅井戸	概況(定点)	2	1	2	1	1	1	1	1	1	1
8	204-0280-000100	南国市国分	生活用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
9	204-0320-002100	南国市里改田	生活用	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
10	204-0570-000100	南国市久枝	生活用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
11	206-0310-001100	須崎市神田	農業用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
12	206-0430-000200	須崎市中町	生活用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
13	210-0300-000100	四万十市具同	水位観測	深井戸	概況(定点)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
14	210-1010-001500	四万十市入田	水位観測	浅井戸	概況(定点)	2		2							
15	211-0010-000300	香南市赤岡町	工業用	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
16	211-0260-000100	香南市野市町中ノ村	その他	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
17	211-0330-000900	香南市野市町父養寺	その他	N.A.	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
18	212-0270-000100	香美市香北町葎生野	生活用	N.A.	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
19	212-0580-000300	香美市土佐山田町京田	飲用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
20	344-0470-000101	長岡郡大豊町東土居	生活用	N.A.	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
21	363-0150-000100	土佐郡土佐町田井	生活用	N.A.	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
22	401-0020-000500	高岡郡中土佐町久礼	飲用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
23	401-0130-000300	高岡郡中土佐町大野見吉野	飲用	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
24	405-0540-000600	高岡郡橋原町橋原	生活用	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
25	411-0070-000200	高岡郡津野町北川	飲用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
26	412-0170-000900	高岡郡四万十町興津	生活用	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
27	412-0960-001200	高岡郡四万十町東川角	生活用	深井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
28	412-1010-000100	高岡郡四万十町平串	生活用	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
29	412-1080-000600	高岡郡四万十町本堂	その他	浅井戸	概況(ローリング)	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1
30	201-0450-001600	高知市鴨部高町	飲用	浅井戸	継続監視	1	1	1							
31	201-0450-001700	高知市鴨部高町	飲用	浅井戸	継続監視	1	1	1							
32	201-1300-012200	高知市長浜	飲用	浅井戸	継続監視	1	1	1							
33	201-1300-005500	高知市長浜	生活用	浅井戸	継続監視	1	1	1							
34	201-1660-015800	高知市洞ヶ島	生活用	N.A.	継続監視	1	1	1							
35	201-7050-013300	高知市春野町西諸木	生活用	浅井戸	継続監視	1	1	1							
36	201-7050-013400	高知市春野町西諸木	生活用	浅井戸	継続監視	1	1	1							
37	202-0080-000100	室戸市室津	生活用	浅井戸	継続監視	2	2								
38	204-0350-002800	南国市篠原	その他	浅井戸	継続監視	2	2	2				2			
39	204-0350-002900	南国市篠原	生活用	深井戸	継続監視	2	2	2				2			
40	204-0540-003002	南国市浜改田	生活用	N.A.	継続監視	2	2	2							
41	205-0080-000800	土佐市宇佐町宇佐	農業用	浅井戸	継続監視	2	2	2							
42	205-0080-000802	土佐市宇佐町宇佐	農業用	浅井戸	継続監視	2	2	2							
43	212-0850-000100	香美市土佐山田町東本町	生活用	浅井戸	継続監視	2	2								
44	212-0870-000198	香美市土佐山田町百石町	生活用	浅井戸	継続監視	2	2								
45	212-0870-000219	香美市土佐山田町百石町	飲用	浅井戸	継続監視	2	2								
46	212-0910-000101	香美市土佐山田町町田	生活用	浅井戸	継続監視	2	2	2							
47	402-0060-000100	佐川町甲	生活用	浅井戸	継続監視	2	2								
計						82	78	72	28	28	28	32	28	28	

測定項目																				その他の項目				測定機関名	備考				
アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	PH	塩素イオン	電気伝導度			NH <sub>4</sub> -N			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高知市			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高知市		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高知市		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高知市		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	1	1	国交省		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	高知市		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	1	国交省		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	高知県		
																						2	2	2	2	2	高知県		
																											高知市		
																											高知市		
																	1										高知市		
																	1										高知市		
																	1										高知市		
																			1								高知市		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2											高知県		
																							2	2	2	2		高知県	
																	2						2	2	2	2		高知県	
																	2						2	2	2	2		高知県	
																	2						2	2	2	2		高知県	
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														高知県		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														高知県		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2														高知県		
		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			2											高知県		
0	28	40	40	38	40	40	40	40	40	40	40	28	28	28	40	28	61	28	29	28	72	72	68	54		総計 1,202			

地下水水質測定計画統括表

検体数

測定項目	測定機関			合計		
	国土交通省	高知県	高知市			
健康項目	カドミウム	3	20	5	28	
	全シアン	3	20	5	28	
	鉛	3	20	5	28	
	六価クロム	3	24	5	32	
	砒素	3	20	5	28	
	総水銀	3	20	5	28	
	アルキル水銀	0	0	0	0	
	PCB	3	20	5	28	
	ジクロロメタン	3	30	7	40	
	四塩化炭素	3	30	7	40	
	クロロエチレン	3	30	5	38	
	1,2-ジクロロエタン	3	30	7	40	
	1,1-ジクロロエチレン	3	30	7	40	
	1,2-ジクロロエチレン	3	30	7	40	
	1,1,1-トリクロロエタン	3	30	7	40	
	1,1,2-トリクロロエタン	3	30	7	40	
	トリクロロエチレン	3	30	7	40	
	テトラクロロエチレン	3	30	7	40	
	1,3-ジクロロプロペン	3	30	7	40	
	チウラム	3	20	5	28	
	シマジン	3	20	5	28	
	チオベンカルブ	3	20	5	28	
	ベンゼン	3	30	7	40	
	セレン	3	20	5	28	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	4	48	9	61	
	ふっ素	3	20	5	28	
	ほう素	3	20	6	29	
	1,4-ジオキサン	3	20	5	28	
	その他	pH(水素イオン濃度)	8	52	12	72
		塩素イオン	8	52	12	72
電気伝導度		4	52	12	68	
アンモニア性窒素(NH <sub>4</sub> -N)		2	52	0	54	
総計	104	900	198	1,202		

(測定計画備考)

※1 アルキル水銀については、総水銀検出時に測定する。

※2 概況調査において、健康項目が検出された場合は、適宜汚染井戸周辺地区調査を行う。

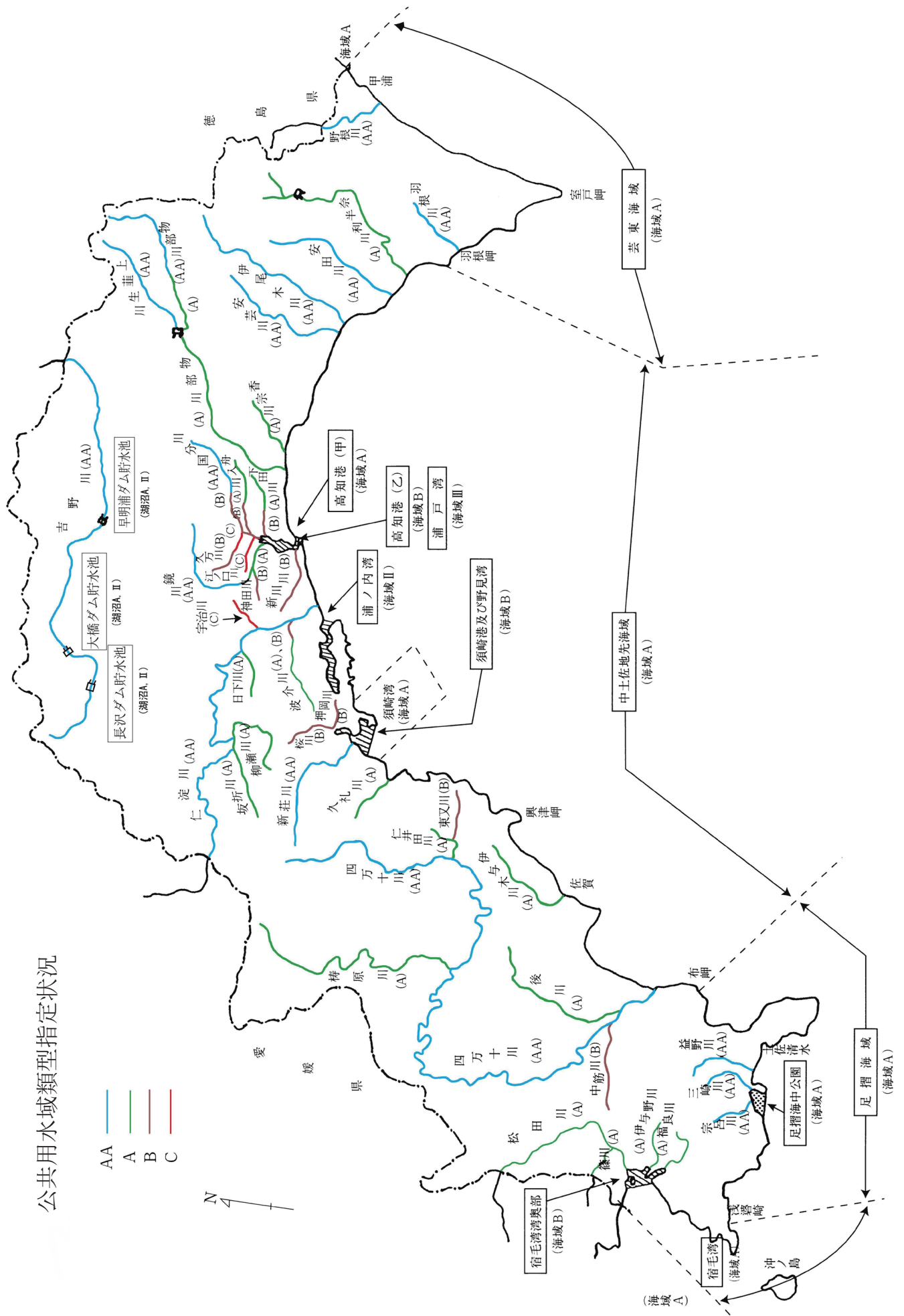


# 測定地点図

〔 公共用水域  
地 下 水 〕

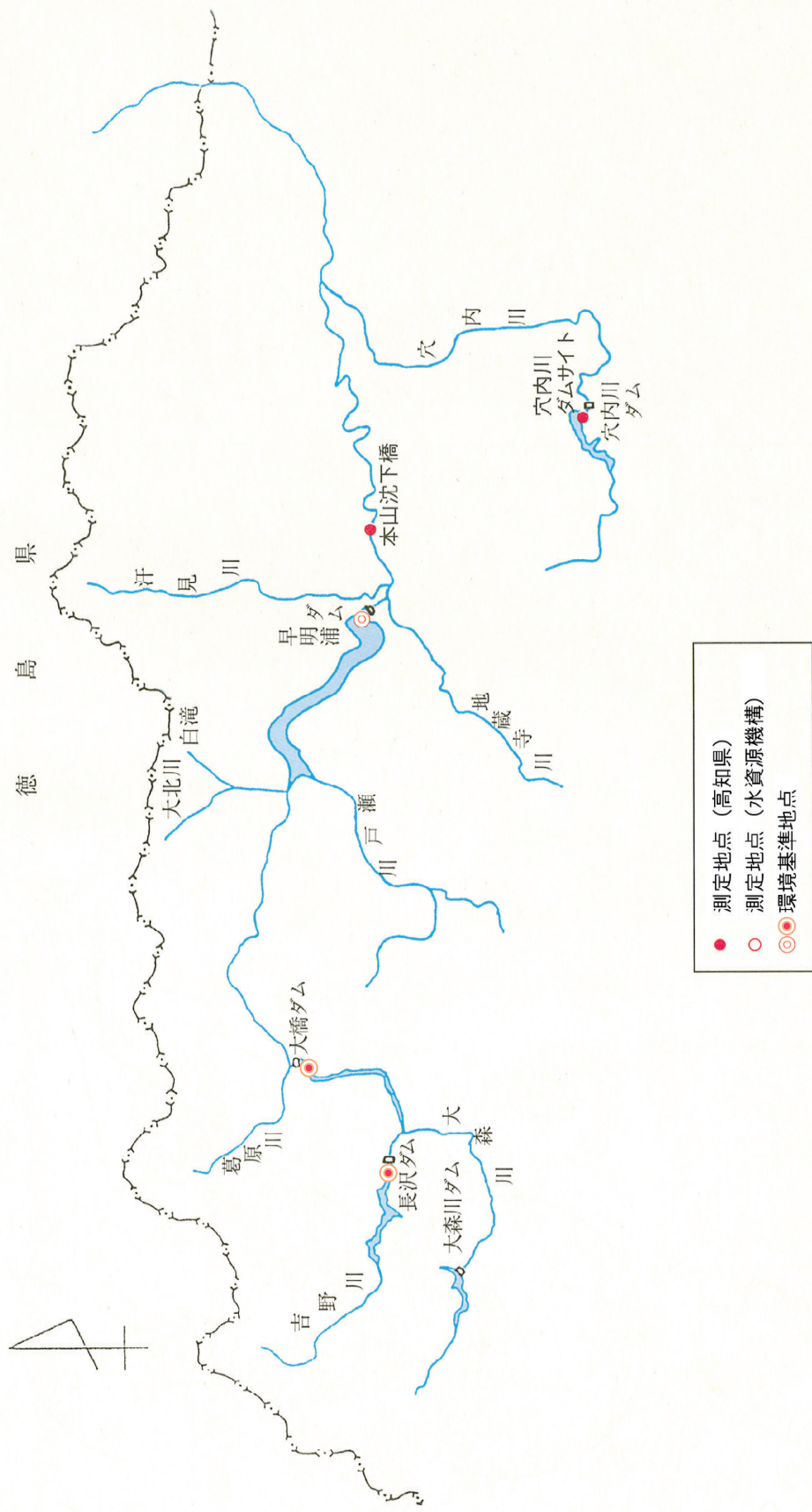


公共用水域類型指定状況



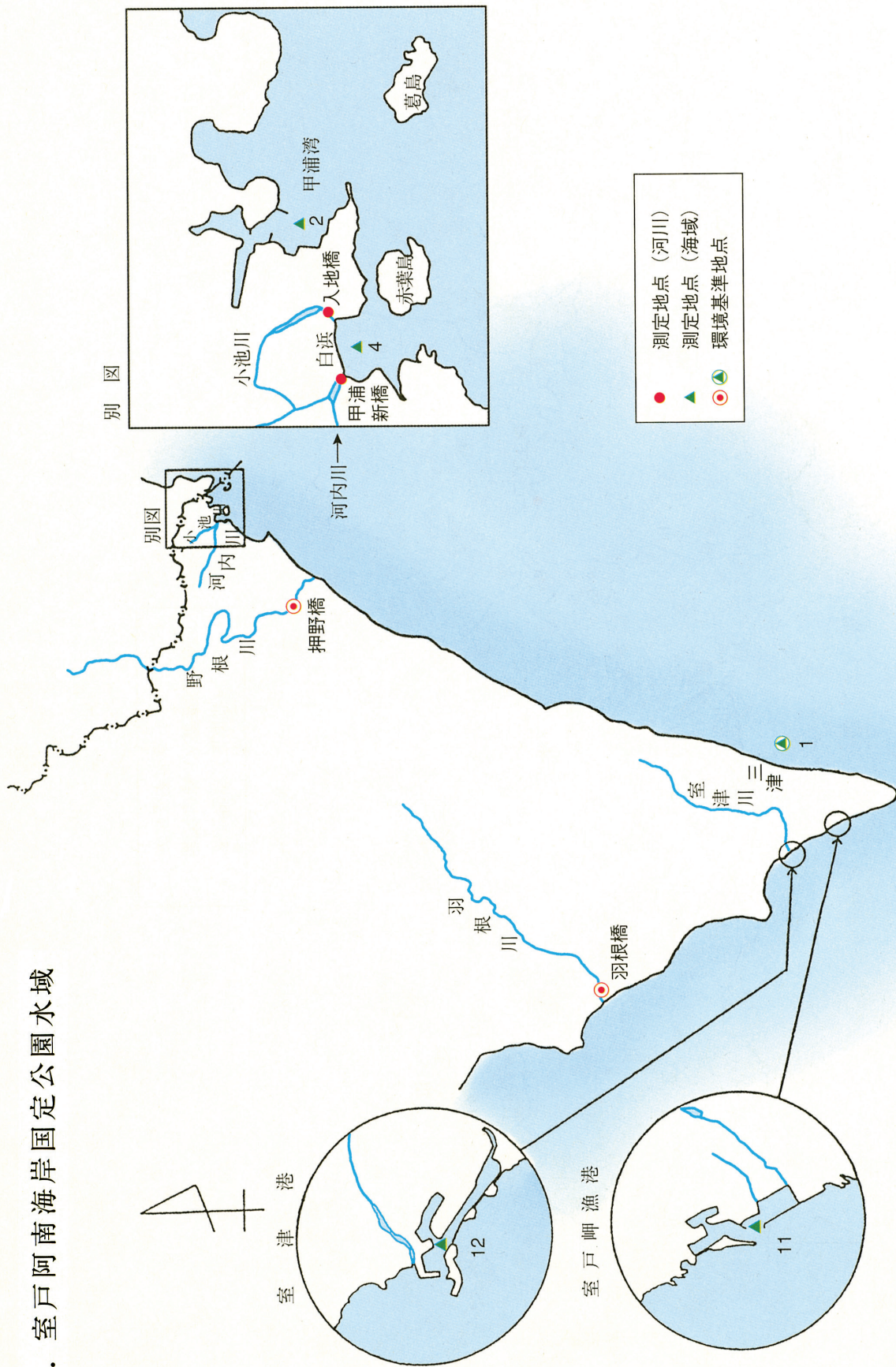
# I 公共用水域

## 1. 吉野川水域





## 2. 室戸阿南海岸国定公園水域



### 3. 土佐湾東部関連水域（河川）、中土佐地先海域

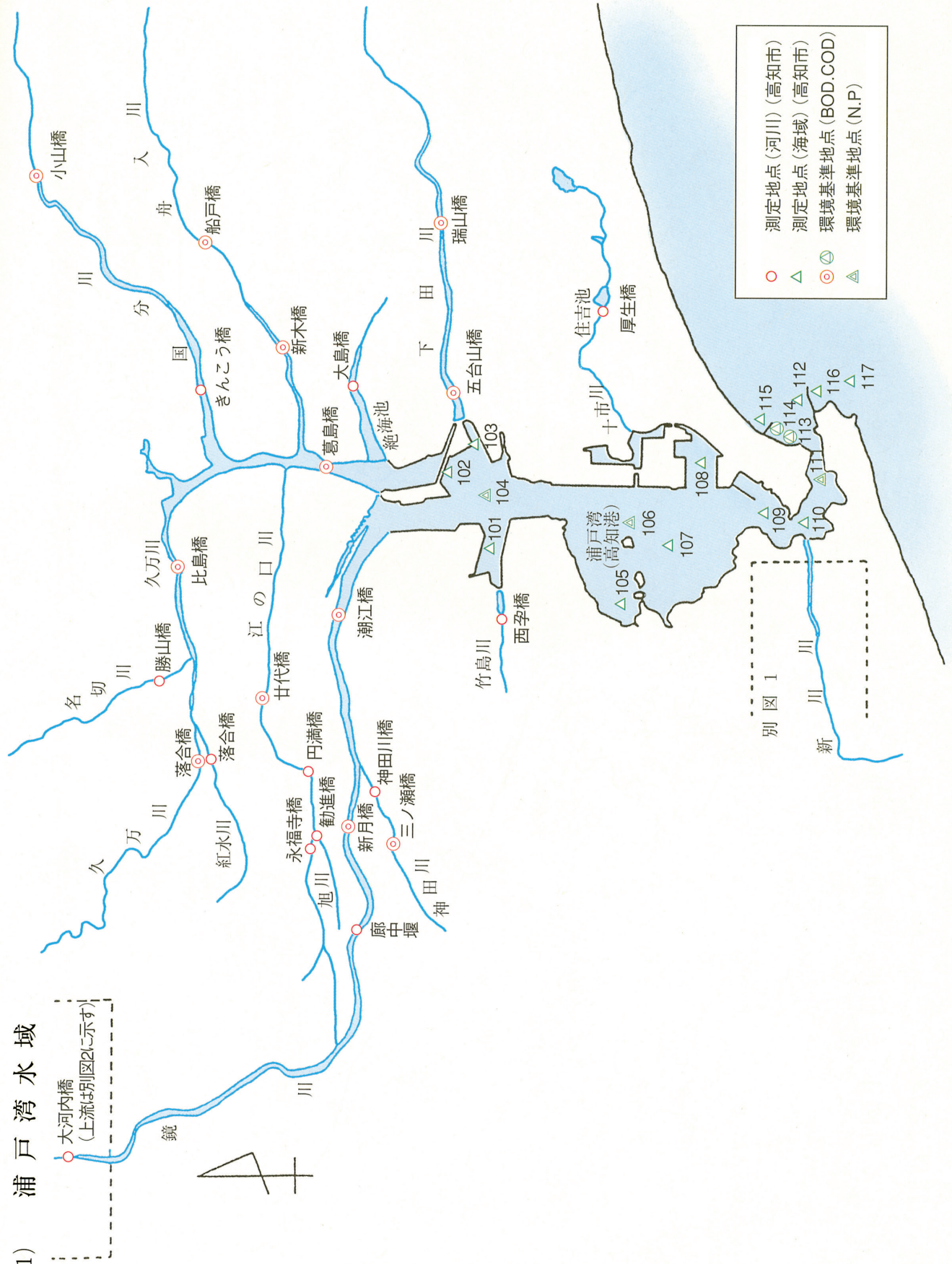




#### 4. 物部川水域



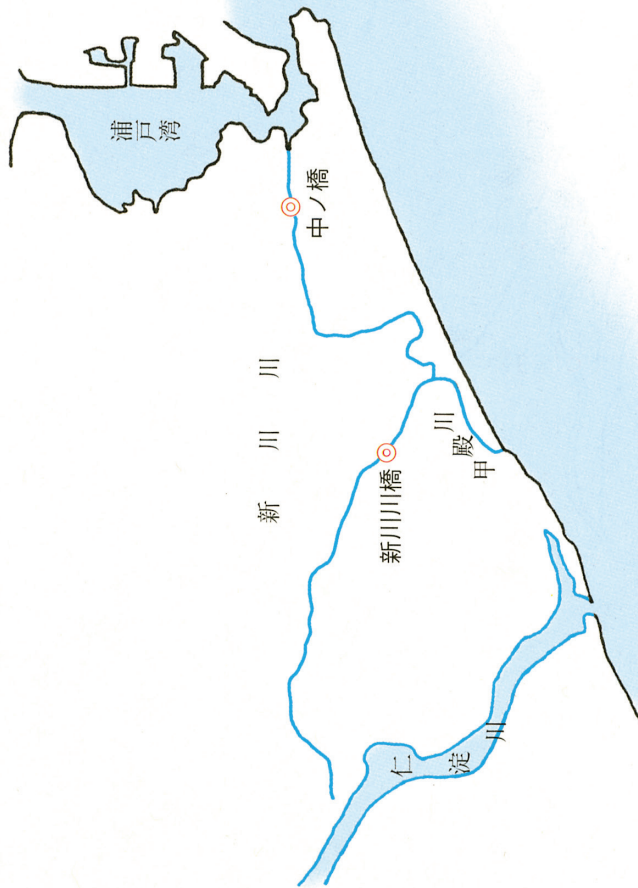
5-(1) 浦戸湾水域



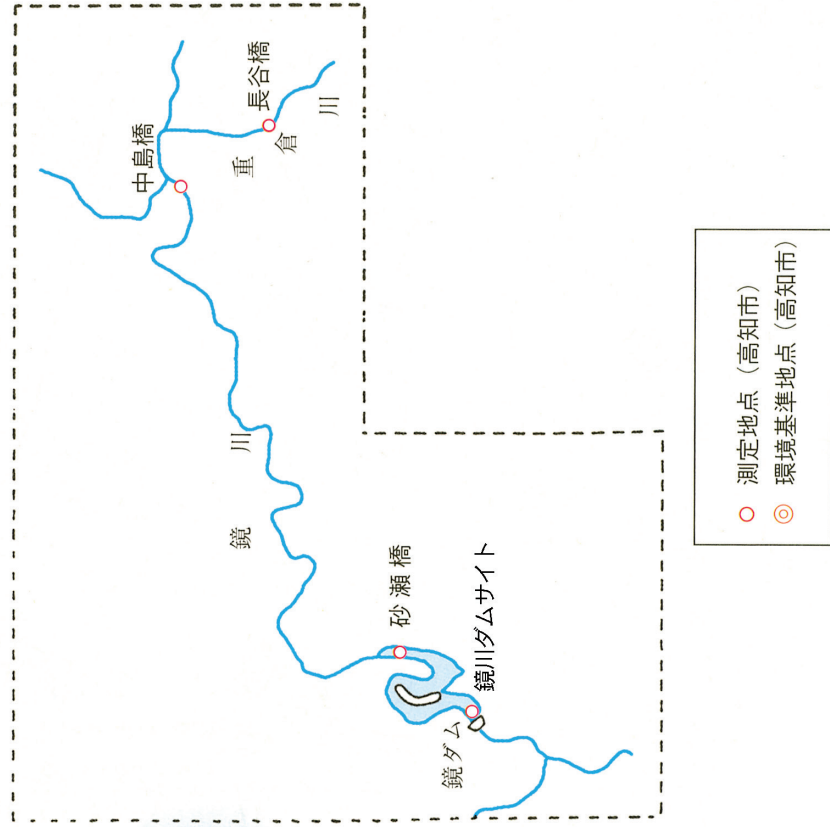


5-(2) 浦戸湾水域

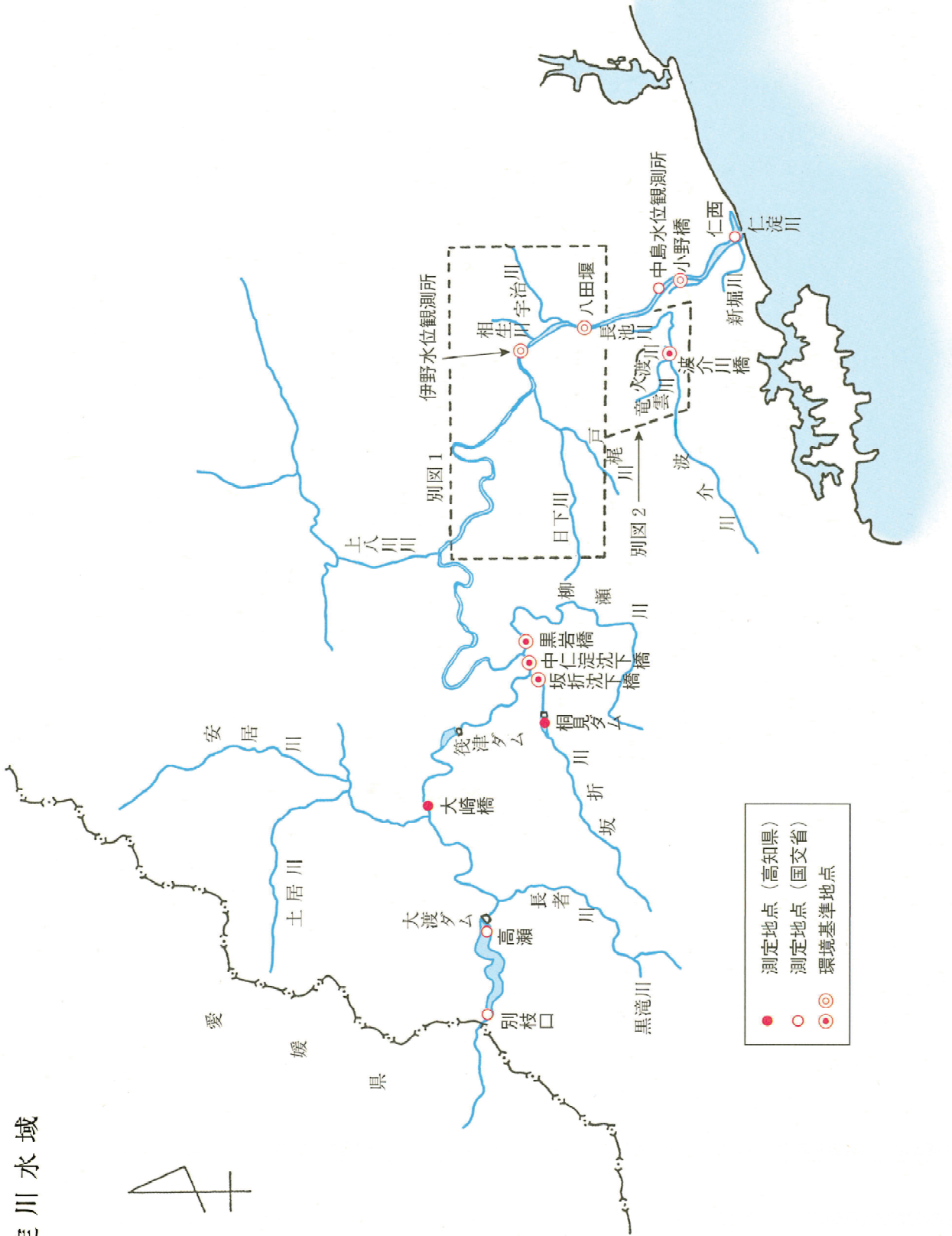
別図1 (新川川、派川甲殿川)



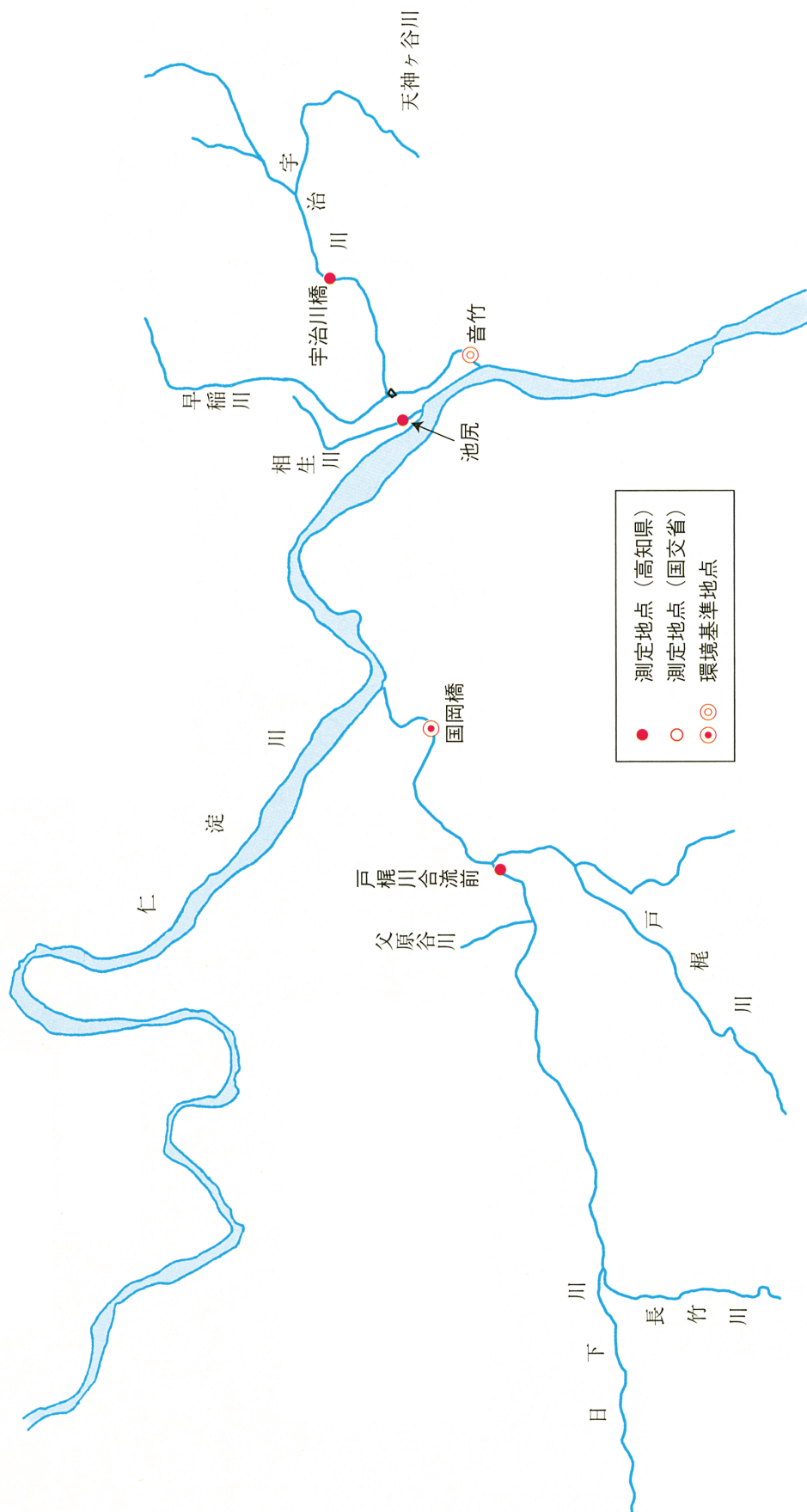
別図2 (鏡川)



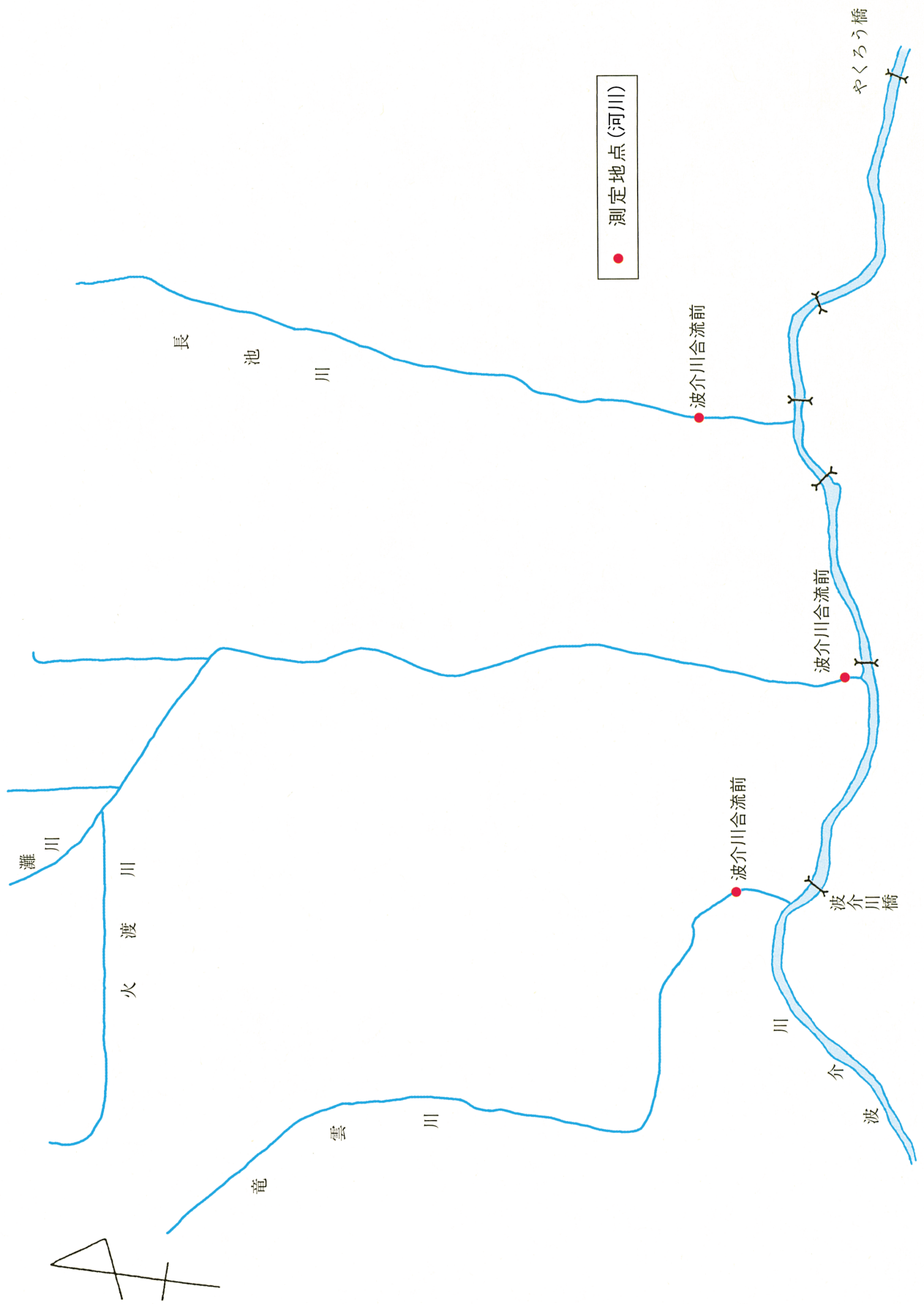
# 6-1(1) 仁淀川水域



6-(2) 別図1 仁淀川水域（日下川、父原谷川、戸梶川、相生川、宇治川、早稲川）



6-(3) 別図2 仁淀川水域（竜雲川、火渡川、火渡川、長池川）

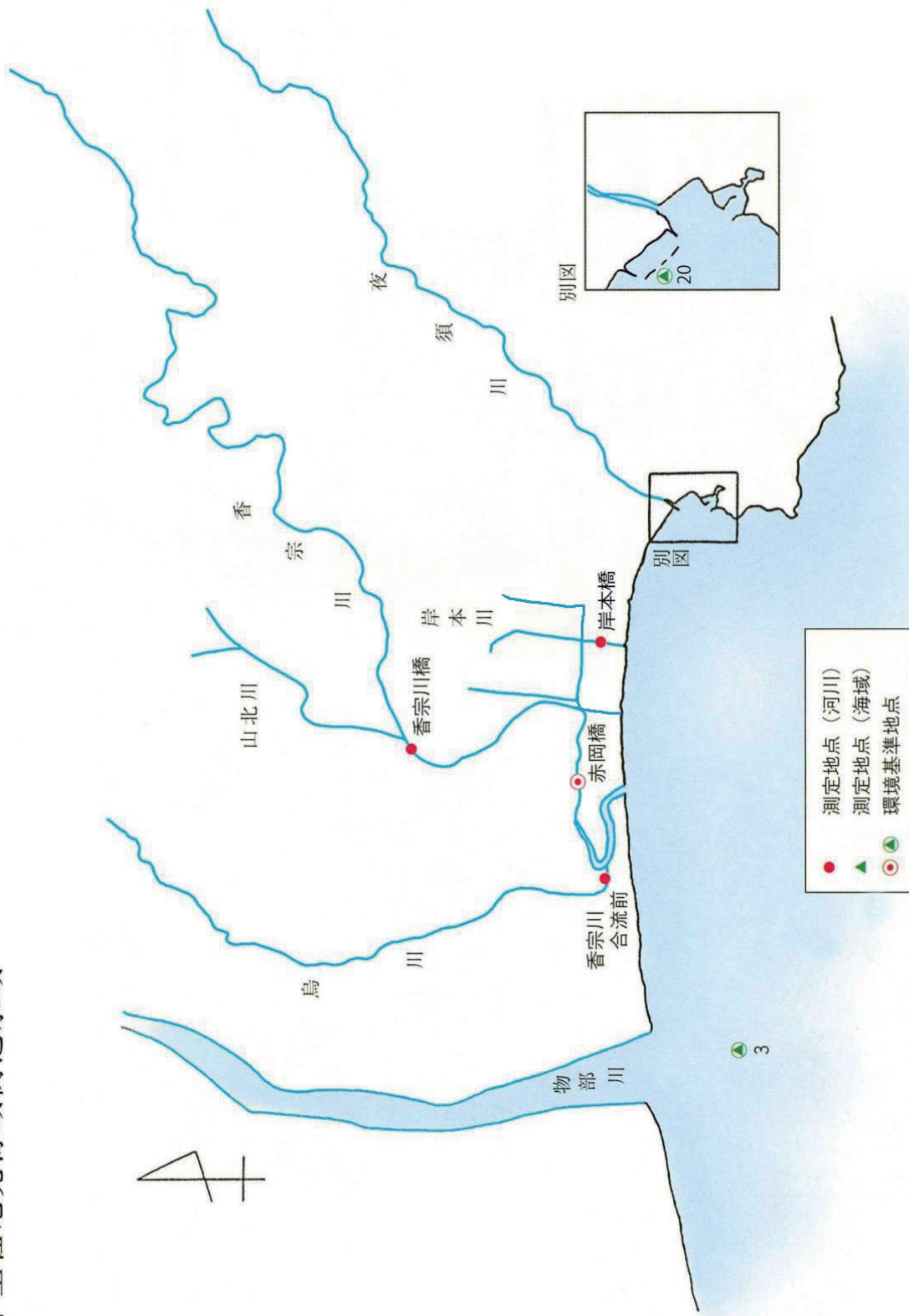




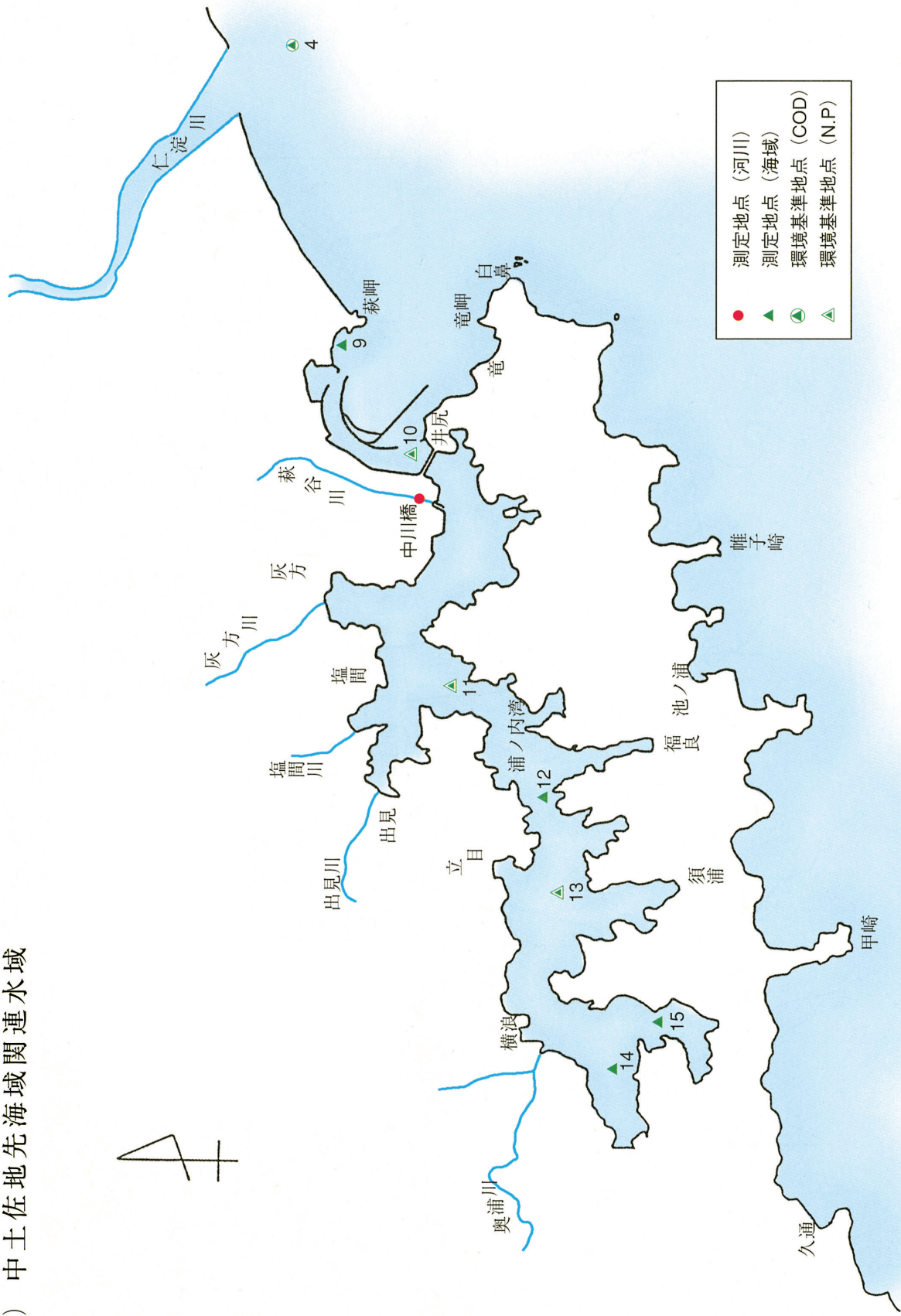
# 7. 須崎湾水域



8-(1) 中土佐地先海域関連水域

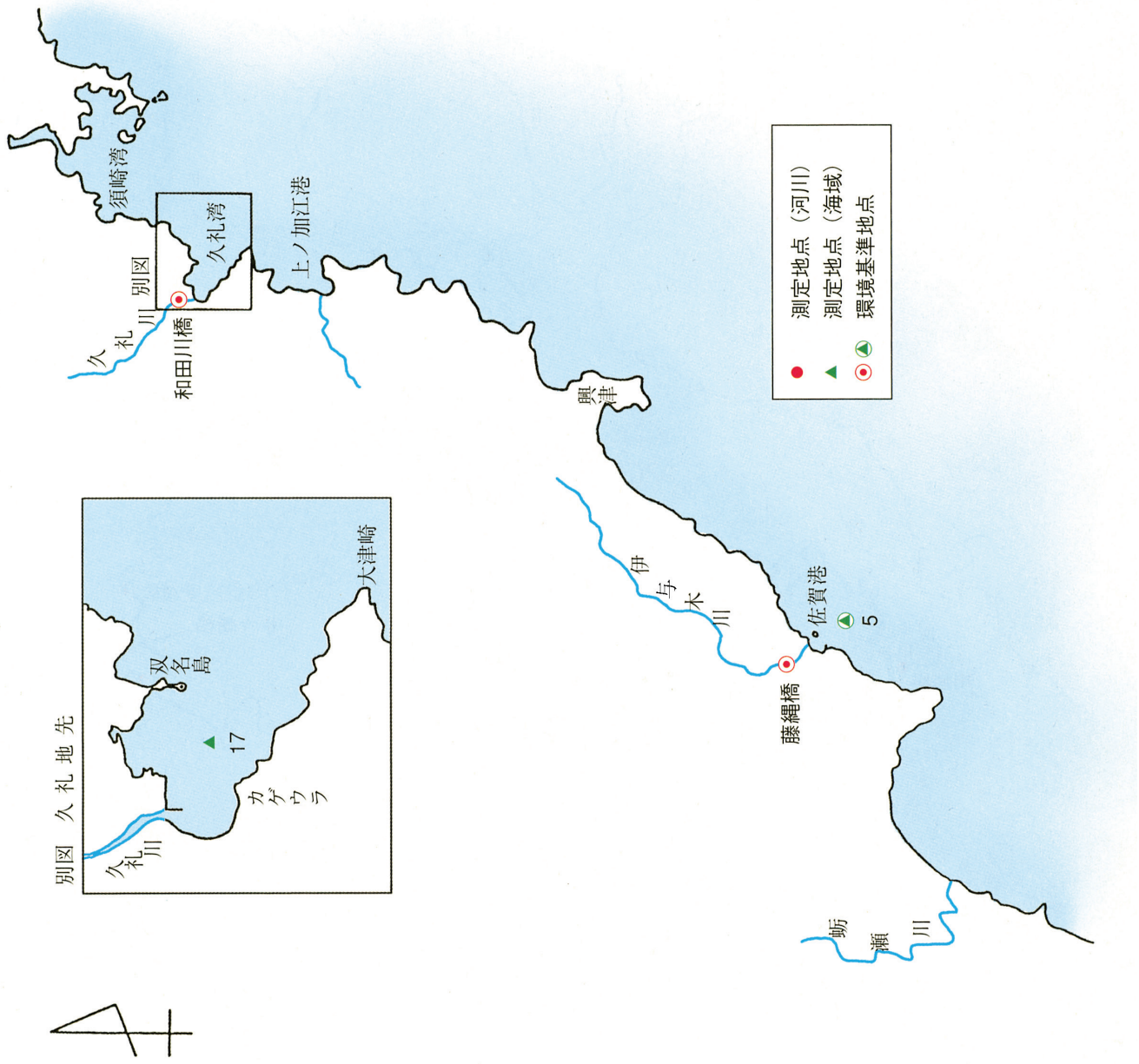


8-1(2) 中土佐地先海域閩連水域



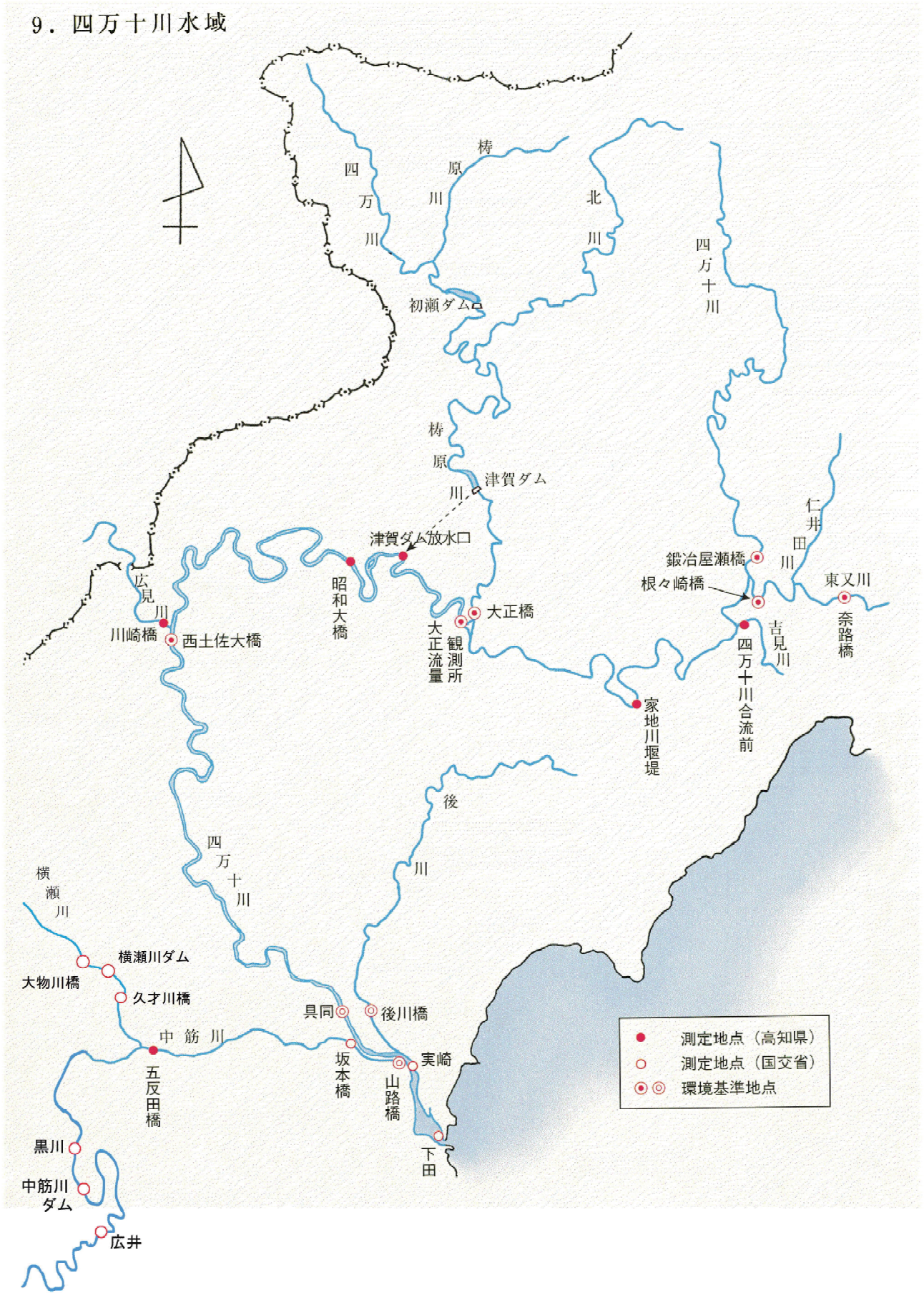


8-(3) 中土佐地先海域関連水域



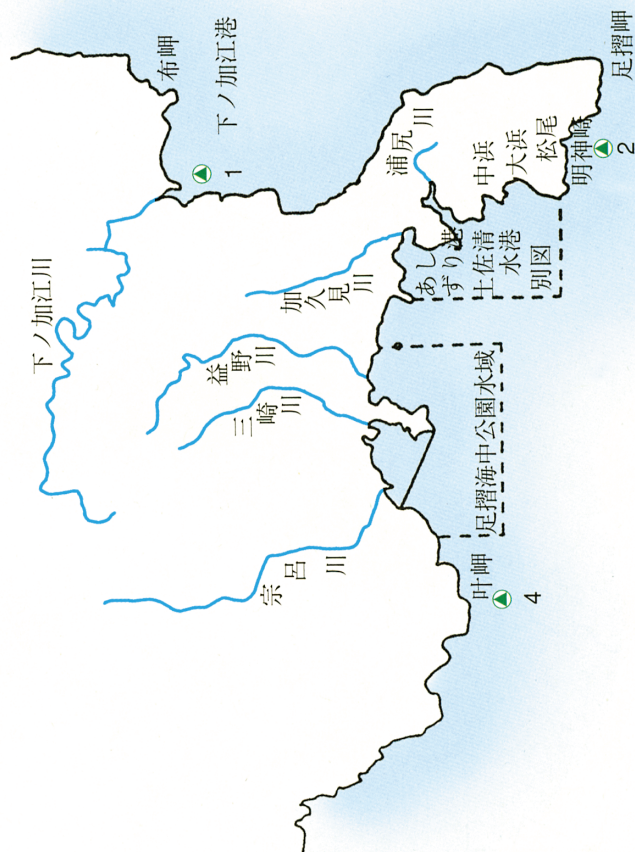
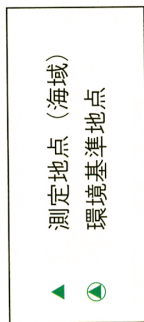


# 9. 四万十川水域

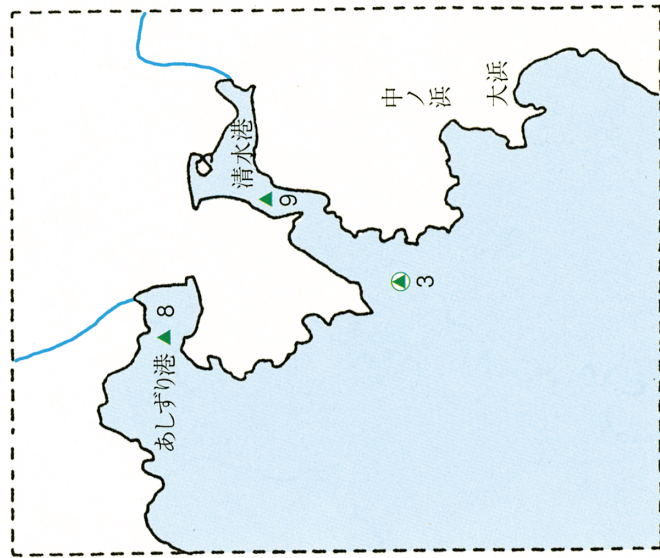




10. 足摺宇和海国立公園水域



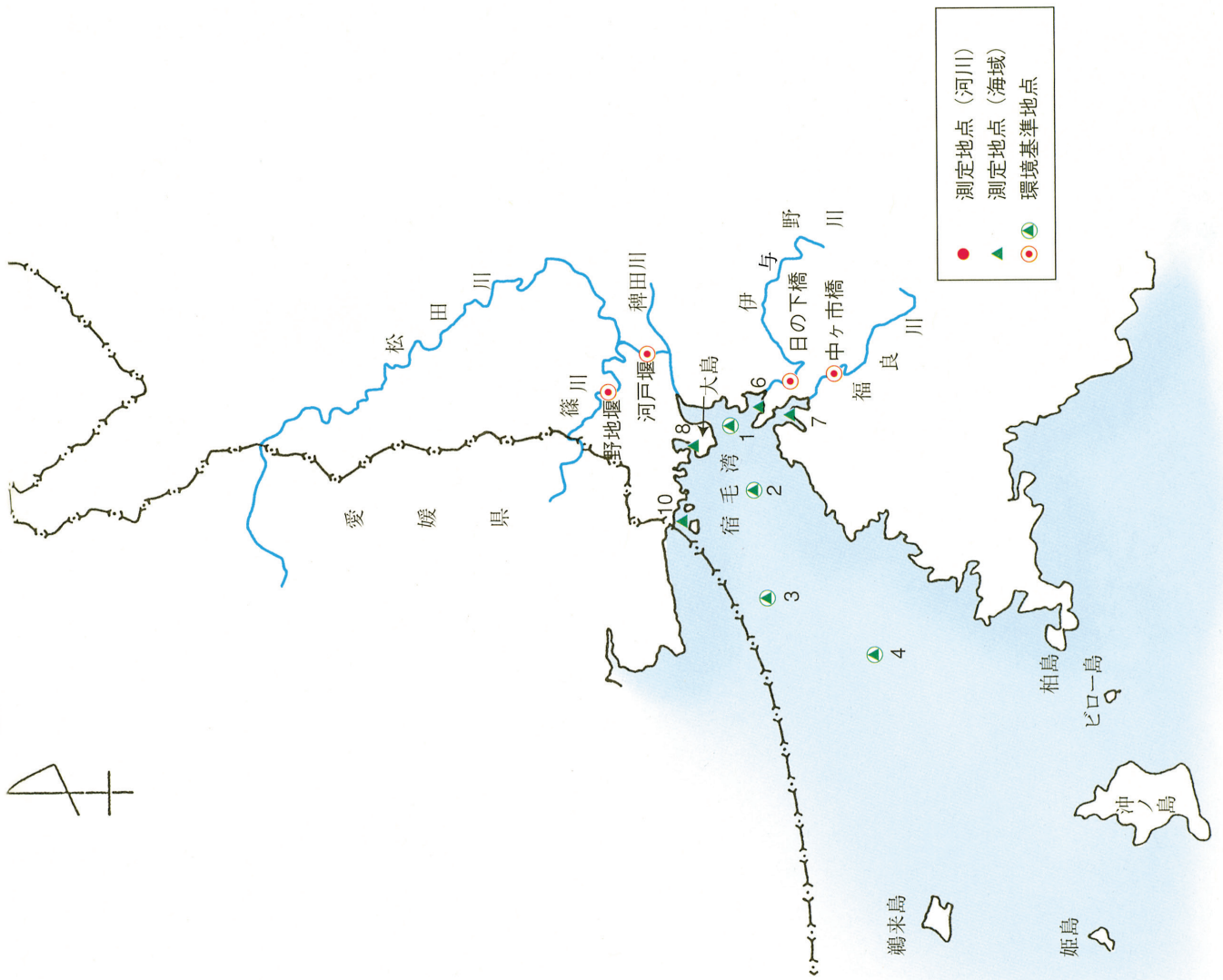
別 図



11. 足摺海中公園水域

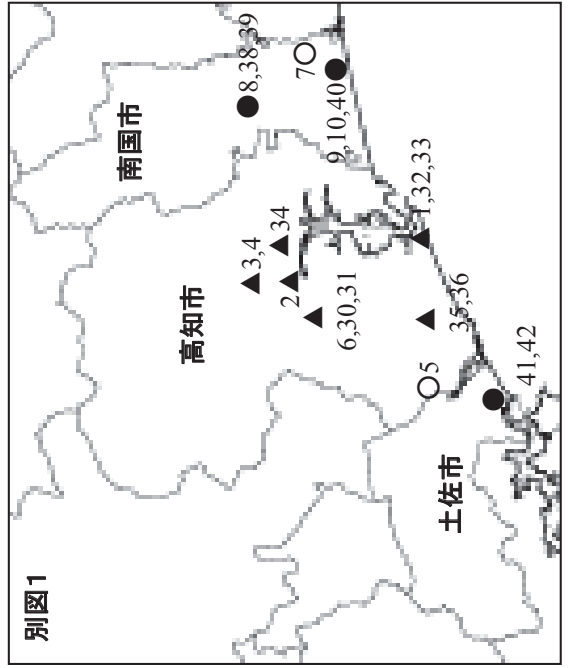
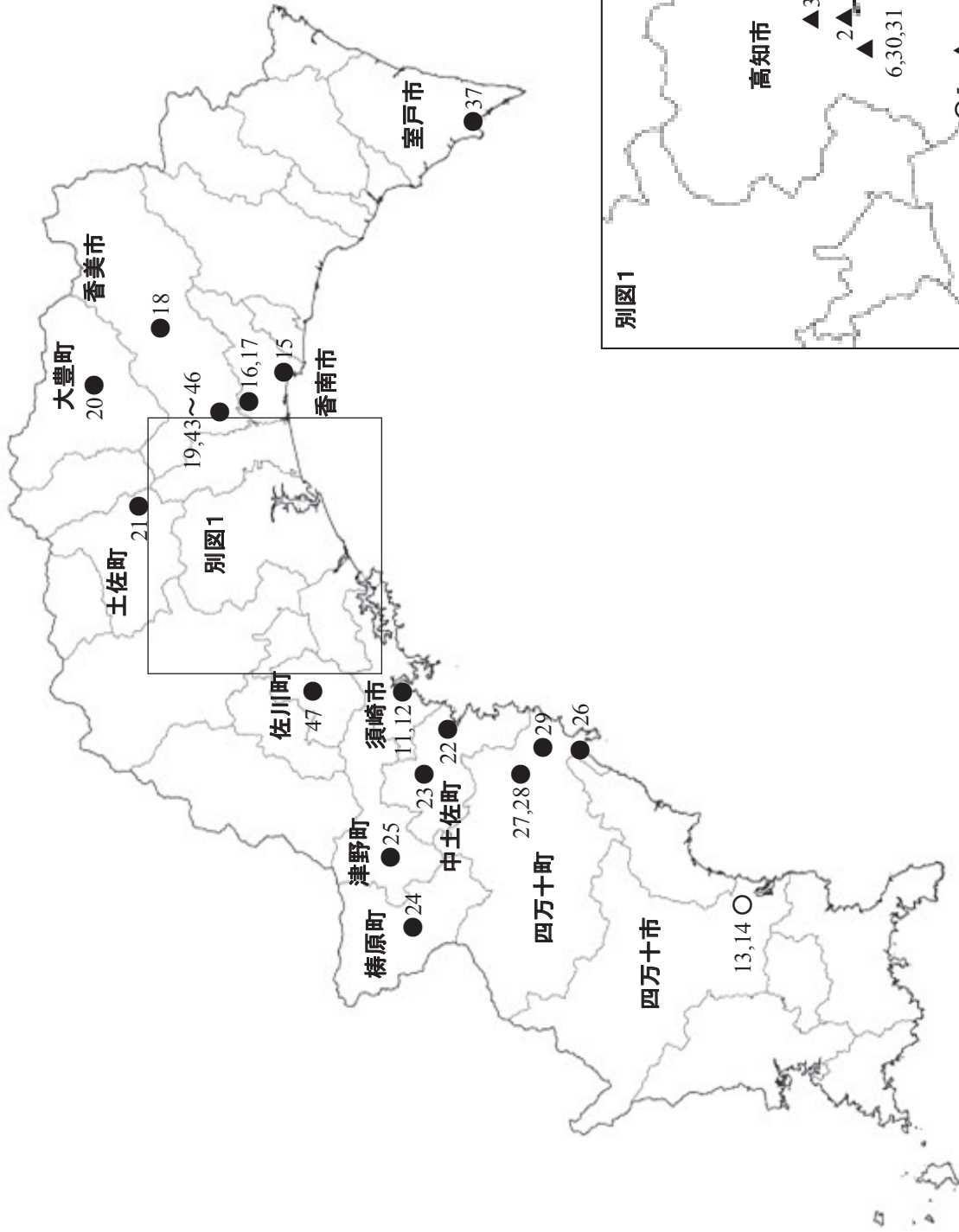


## 12. 宿毛湾水域



## II 地下水

- 国土交通省
- 高知県
- ▲ 高知市







# 参 考 資 料

水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準

要監視項目

公共用水域水質測定結果記入要領





# 1 水質汚濁に係る環境基準（別表部分）

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号  
 改正：平成 31. 3. 20 環境省告示第 46 号

別表 1 人の健康の保護に関する環境基準

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/1 以下	日本工業規格 K0102（以下「規格」という。）55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法
鉛	0.01 mg/1 以下	規格 54 に定める方法
六価クロム	0.05 mg/1 以下	規格 65.2（規格 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格 K0170-7 の 7 の a) 又は b) に定める操作を行うものとする。）
砒素	0.01 mg/1 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/1 以下	付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと	付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006 mg/1 以下	付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/1 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/1 以下	日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01 mg/1 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8 mg/1 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、日本工業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1c）（注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法
ほう素	1 mg/1 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下	付表 8 に掲げる方法
<p>備 考</p> <p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表 2 において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。</p>		

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川  
 (1)河川(湖沼を除く。)  
 ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素 要求量(BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	50MPN /100ml以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	2mg/1以下	25mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	3mg/1以下	25mg/1以下	5mg/1以上	5,000MPN /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上8.5以下	5mg/1以下	50mg/1以下	5mg/1以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げる もの	6.0以上8.5以下	8mg/1以下	100mg/1以下	2mg/1以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/1以下	ごみ等の浮遊が 認められないこ と。	2mg/1以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラス 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格21に定める 方法	付表9に掲げる 方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	最確数による 定量法	
備考							
<p>1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/1以上とする。(湖沼もこれに準ずる。)</p> <p>3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)</p> <p>試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35~37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.001mg/1以下	0.03mg/1以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.0006mg/1以下	0.02mg/1以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.05mg/1以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1以下	0.002mg/1以下	0.04mg/1以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。又、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

(2)湖 沼 (天然湖及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	浮遊物質 量(SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/1 以下	1mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50MPN /100ml 以下	第 1 の 2 の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
A	水道 2、3 級 水産 2 級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/1 以下	5mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1,000MPN /100ml 以下	
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/1 以下	15mg/1 以下	5mg/1 以上	—	
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/1 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと。	2mg/1 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める 方法又はガラス電極 を用いる水質自動 監視測定装置により これと同程度の計測 結果の得られる方法	規格 17 に定める 方法	付表 9 に掲げる 方法	規格 32 に定める方 法又は隔膜電極若 しくは光学式セン サを用いる水質自動 監視測定装置により これと同程度の計測 結果の得られる方法	最確数による 定量法	X
備考 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 3 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用  
 " 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用  
 " 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用  
 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの  
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/1 以下	0.005mg/1 以下	第 1 の 2 の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
II	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/1 以下	0.01 mg/1 以下	
III	水道 3 級（特殊なもの） 及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/1 以下	0.03 mg/1 以下	
IV	水産 2 種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/1 以下	0.05 mg/1 以下	
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/1 以下	0.1 mg/1 以下	
測定方法		規格 45.2、45.3 又は 45.6（規 格 45 の備考 3 を除く。2イに おいて同じ。）に定める方法	規格 46.3（規格 46 の備考 9 を除く。2イにおいて同 じ。）に定める方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域タイプの指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全りん項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
 " 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
 " 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）  
 3 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用  
 " 2 種：ワカサギ等の水産生物用並びに水産 3 種の水産生物用  
 " 3 種：コイ、フナ等の水産生物用  
 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.001mg/1 以下	0.03mg/1 以下	第 1 の 2 の (2) により 水域類型 ごとに指定 する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.0006mg/1 以下	0.02mg/1 以下	
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.05mg/1 以下	
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/1 以下	0.002mg/1 以下	0.04mg/1 以下	
測定方法		規格 53 に定める方法（準備操作は規格 53 に定める方法によるほか、付表 10 に掲げる方法によることができる。又、規格 53 で使用する水については付表 10 の 1 (1) による。）	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値	該当水域
		底層溶存酸素量 (底層 DO)	
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/1 以上	第 1 の 2 の (2) により 水域類型 ごとに指定 する水域
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/1 以上	
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/1 以上	
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法	
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。			

2 海 域

ア

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量(COD)	溶 存 酸 素 量 (DO)	大 腸 菌 群 数	n-ヘキサン抽 出物質(油分等)	
A	水産1級、水浴 自然環境保全 及びB以下の欄 に掲げるもの	7.8以上8.3以下	2mg/1以下	7.5mg/1以上	1,000MPN /100ml 以下	検出されない こと。	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上8.3以下	3mg/1以下	5mg/1以上	—	検出されない こと。	
C	環 境 保 全	7.0以上8.3以下	8mg/1以下	2mg/1以上	—	—	
測 定 方 法		規格12.1に定め る方法又はガラス電 極を用いる水質自 動監視測定装置に よりこれと同程度 の計測結果の得ら れる方法	規格17に定める 方法(ただし、B類 型の工業用水及び 水産2級のうちリ 養殖の利水点にお ける測定方法はアル カリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電極 若しくは光学式セ ンサを用いる水質 自動監視測定装置 によりこれと同程 度の計測結果の得 られる方法	最確数による定 量法	付表14に掲げる 方法	X
備 考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。 試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%)1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L)10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%)1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%)1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。  <math display="block">COD(O_2mg/1) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \times N a_2 S_2 O_3 \times 1000 / 50</math>                     (a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml) (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml)                      f <math>N a_2 S_2 O_3</math> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p>							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
 " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用  
 3 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の散歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値		該当水域
		全 窒 素	全 燐	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/1以下	0.02 mg/1以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指定 する水域
II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/1以下	0.03 mg/1以下	
III	水産2種及びIVの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/1以下	0.05 mg/1以下	
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/1以下	0.09 mg/1以下	
測 定 方 法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	X
備 考				
<p>1 基準値は、年間平均値とする。</p> <p>2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。</p>				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全  
 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
 " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
 " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される  
 3 生物生息環境保全：年間を通じて底生生物が生息できる限度



ウ

類型	項目	基準値			該当水域
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息状況の適応性	0.02mg/1以下	0.001mg/1以下	0.01mg/1以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/1以下	0.0007mg/1以下	0.006mg/1以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。)	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	X
備考 1 基準値は、年間平均値とする。					

エ

類型	項目	基準値		該当水域
		水生生物が生息・再生産する場の適応性		
		底層溶存酸素量 (底層D0)		
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/1以上		第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/1以上		
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/1以上		
測定方法		規格32に定める方法又は付表13に掲げる方法		X
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。				

## 2 地下水の水質汚濁に係る環境基準について（別表抜粋）

平成9年3月13日環境庁告示第10号  
 改正：平成31.3.20環境省告示第54号

項 目	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム	0.003 mg/1 以下	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全 シ ア ン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2（規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/1 以下	規格K0102の54に定める方法
六 価 ク ロ ム	0.05 mg/1 以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（ただし、規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。）
砒 素	0.01 mg/1 以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総 水 銀	0.0005mg/1 以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
P C B	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン （別名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマー）	0.002 mg/1 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下	シス体にあつては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チ ウ ラ ム	0.006 mg/1 以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シ マ ジ ン	0.003 mg/1 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベ ン ゼ ン	0.01 mg/1 以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セ レ ン	0.01 mg/1 以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/1 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふ っ 素	0.8 mg/1 以下	規格K0102の34.1（規格K0102の34の備考1を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、規格K0170-6の6図2注記アルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格34.1c）（注(2)第三文及び規格K0102の34の備考1を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表7に掲げる方法
ほ う 素	1 mg/1 以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/1 以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法
備 考	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	



- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

### 3 要監視項目及び指針値について（抜粋）

平成 5 年 3 月 8 日付け環水管第 21 号環境庁水質保全局長通知  
 改正：令和 2 年 5 月 28 日付け〔 環水大土発第 2005281 号 〕 環境省水・大気環境局長通知  
 環水大土発第 2005282 号

#### 公共用水域

項 目	指針値
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/1 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下
イソキサチオン	0.008 mg/1 以下
ダイアジノン	0.005 mg/1 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/1 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/1 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/1 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/1 以下
プロピザミド	0.008 mg/1 以下
EPN	0.006 mg/1 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/1 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/1 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/1 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/1 以下
キシレン	0.4 mg/1 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/1 以下
アンチモン	0.02 mg/1 以下
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/1 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1 以下
全マンガン	0.2 mg/1 以下
ウラン	0.002 mg/1 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/1 以下 (暫定)*

#### 地下水

項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/1 以下
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/1 以下
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/1 以下
イソキサチオン	0.008 mg/1 以下
ダイアジノン	0.005 mg/1 以下
フェニトロチオン (MEP)	0.003 mg/1 以下
イソプロチオラン	0.04 mg/1 以下
オキシ銅 (有機銅)	0.04 mg/1 以下
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/1 以下
プロピザミド	0.008 mg/1 以下
EPN	0.006 mg/1 以下
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/1 以下
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/1 以下
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/1 以下
クロルニトロフェン (CNP)	—
トルエン	0.6 mg/1 以下
キシレン	0.4 mg/1 以下
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/1 以下
ニッケル	—
モリブデン	0.07 mg/1 以下
アンチモン	0.02 mg/1 以下
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/1 以下
全マンガン	0.2 mg/1 以下
ウラン	0.002 mg/1 以下
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/1 以下 (暫定)*

※ PFOS 及び PFOA の指針値 (暫定) については、PFOS 及び PFOA の合計値とする。

平成 15 年 11 月 5 日付け〔環水企発第 031105001 号〕環境省環境管理局水環境部長通知  
環水土発第 031105001 号

改正：平成 25 年 3 月 27 日付け環水大発第 1303272 号 環境省水・大気環境局長通知

水生生物の保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項 目	水 域	類 型	指 針 値
クロロホルム	河川及び湖沼	生 物 A	0.7 mg/l 以下
		生物特 A	0.006 mg/l 以下
		生 物 B	3 mg/l 以下
		生物特 B	3 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.8 mg/l 以下
		生物特 A	0.8 mg/l 以下
フェノール	河川及び湖沼	生 物 A	0.05 mg/l 以下
		生物特 A	0.01 mg/l 以下
		生 物 B	0.08 mg/l 以下
		生物特 B	0.01 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	2 mg/l 以下
		生物特 A	0.2 mg/l 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生 物 A	1 mg/l 以下
		生物特 A	1 mg/l 以下
		生 物 B	1 mg/l 以下
		生物特 B	1 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.3 mg/l 以下
		生物特 A	0.03 mg/l 以下
4-tert-オクチルフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.001 mg/l 以下
		生物特 A	0.0007 mg/l 以下
		生 物 B	0.004 mg/l 以下
		生物特 B	0.003 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.0009 mg/l 以下
		生物特 A	0.0004 mg/l 以下
アニリン	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.02 mg/l 以下
		生物特 A	0.02 mg/l 以下
		生 物 B	0.02 mg/l 以下
		生物特 B	0.02 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.1 mg/l 以下
		生物特 A	0.1 mg/l 以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域 (河川及び湖沼)	生 物 A	0.03 mg/l 以下
		生物特 A	0.003 mg/l 以下
		生 物 B	0.03 mg/l 以下
		生物特 B	0.02 mg/l 以下
	海 域	生 物 A	0.02 mg/l 以下
		生物特 A	0.01 mg/l 以下

要監視項目の測定方法

項 目	測 定 方 法
クロロホルム	日本工業規格 K0125 (用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法) 5.1、5.2 及び 5.3.1 に定める方法
フェノール	付表 1 に掲げる方法(平成 15 年 11 月 5 日付 環境省管理局水環境部長通知)
ホルムアルデヒド	付表 2 に掲げる方法(平成 15 年 11 月 5 日付 環境省管理局水環境部長通知)
4-tert-オクチルフェノール	付表 1 に掲げる方法(平成 25 年 3 月 27 日付 環境省水・大気環境局長通知)
アニリン	付表 2 に掲げる方法(平成 25 年 3 月 27 日付 環境省水・大気環境局長通知)
2,4-ジクロロフェノール	付表 3 に掲げる方法(平成 25 年 3 月 27 日付 環境省水・大気環境局長通知)

## 公共用水域水質測定結果表記入要領

◎ 全般的な注意事項

- 1 指定様式により、電子メールまたはCD-R等で提出すること。
- 2 地点コードは、県独自番号（7桁）を使用すること。  
測定結果が入っていない列には、コードを入れないこと（年間総測定回数に計上されるため）。
- 3 データ列数は適宜追加すること（制限なし）。
- 4 青字の項目（測定地点コード～調査区分）は必須項目なので、削除しないこと。
- 5 コード化されているものについては、コードで記入すること。
- 6 入力セルは結合しないこと。
- 7 入力セルの表示形式は変更しないこと。
- 8 測定項目を新規に追加する場合は、事前に別途報告すること。

◎ 試験項目を2以上の分析機関で行う場合の注意事項

- 1 各測定結果は、実際の分析機関が実際に測定を行った試験項目についてのみ記載すること。
- 2 必須項目は、各分析機関でチェックのうえ、必ず記載すること。

◎ 各項目の記入について

- 1 地点名  
測定計画書記載の名称を記入。
- 2 測定機関名  
測定担当機関名は、実際の分析を行った機関名を記載。
- 3 指定様式地点コード  
対応表を用いて記入。
- 4 測定年月日、測定時刻  
年月日：YYYYMMDDで記入（2010. 4. 1の場合は、「20100401」）。  
時刻：HHMMで記入（10時15分の場合は、「1015」）。
- 5 採取位置  
下記のコードを記入。

コード	河 川	コード	湖 沼・海 域
0 1	流心（中央）	1 1	上層（表層）（0.5m）
0 2	左岸	1 2	中層（2m）
0 3	右岸	1 3	下層（10m）
0 4	左岸・右岸の混合	1 4	上層下層の混合
0 5	左岸流心右岸の混合	1 5	上層中層の混合
		1 6	中層下層の混合
		1 7	上層中層下層の混合

なお、左岸、右岸は、上流から下流を見た場合の左右を言う。

6 採取水深

採取位置コード0 1～0 5（河川）及びコード1 1（湖沼・海域の表層）については0.5を記入。

7 調査区分

下表のコードを記入。

コード	調査区分	内 容
0	年間調査	測定計画に基づく調査（通日調査、モニター調査除く）
1	補足調査	計画以外の調査（通日調査、モニター調査除く）
2	通日調査	測定計画に基づく通日調査
3	通日調査	測定計画以外の通日調査
4	モニター調査	測定計画に基づく自動監視測定装置による連続調査
5	モニター調査	測定計画以外の自動監視測定装置による連続調査

8 調査機関・採水機関・分析機関

下記のコードを記入。

1)測定機関コード

機関コード	測定機関名称
001	高知県環境対策課
101	高知市環境保全課
201	四国地方整備局高知河川国道事務所
202	四国地方整備局中村河川国道事務所
203	四国地方整備局大渡ダム管理所
204	独立行政法人水資源機構
205	四国地方整備局渡川ダム統合管理事務所

2)採水・分析機関コード

機関コード	分析機関名称
301	高知県環境対策課
302	環境研究センター
304	安芸福祉保健所
305	中央東福祉保健所
307	中央西福祉保健所
309	須崎福祉保健所
311	幡多福祉保健所
313	衛生研究所
314	衛生環境研究所
401	高知市環境保全課
501	(株)西日本科学技術研究所
502	(株)西部測量設計事務所
503	(株)西日本環境技術センター
504	(株)四電技術コンサルタント
505	(株)東予中検
506	(株)東洋技研
507	(株)東洋電化テクノリサーチ
508	(株)南海化学アールアンドディー土佐研究開発部
509	(一社)高知県食品衛生協会食品検査センター
510	東邦化工建設(株)
601	国土交通省四国地方整備局
701	独立行政法人水資源機構
702	ニタコンサルタント(株)

9 天候の記入について

下表のコードを記入。

コード	天 候	コード	天 候	コード	天 候
0 1	快 晴	0 8	霧	1 5	雷
0 2	晴 れ	0 9	霧 雨	1 6	一時雨
0 3	薄ぐもり	1 0	雨	1 7	一時雪
0 4	曇 り	1 1	みぞれ	1 8	時々雨
0 5	煙 霧	1 2	雪	1 9	時々雪
0 6	砂塵嵐	1 3	あられ	2 0	大 雨
0 7	地ふぶき	1 4	ひょう	2 1	大 雪

10 気温、水温

マイナスがある場合は、数値の直前に「-」を記入。

11 流量

流 量：逆流については数値の直前に「-」を記入。

12 採取水深、全水深、透明度、透視度

採取水深・全水深・透明度は数値(m)、透視度は(cm)で記入。

透視度については全透の場合は数値の前に「>」を記入(30cm超の場合は「>30」)。

13 色 相

500ml程度のピーカーに採取した検水の色相について、下表のコードを記入。

淡 中 濃	色 相	淡 中 濃	色 相
001	無 色	220 221 222	灰茶色
010 011 012	赤 色	230 231 232	灰緑色
020 021 022	茶 色	240 241 242	灰青色
030 031 032	黄 色	250 251 252	灰黒色
040 041 042	黄赤色	260 261 262	灰赤色
050 051 052	黄緑色	270 271 272	灰黄緑色
060 061 062	緑 色	280 281 282	灰黄茶色
070 071 072	青緑色	290 291 292	灰紫色
080 081 082	緑青色	300 301 302	灰青紫色
090 091 092	青 色	310 311 312	灰赤紫色
100 101 102	紺 色	320 321 322	白色(乳白色)
110 111 112	紫 色	330 331 332	黒 色
120 121 122	青紫色	340 341 342	黒緑色
130 131 132	赤紫色	350 351 352	黄茶色
140 141 142	褐 色	360 361 362	黄黒色
150 151 152	赤褐色	370 371 372	緑茶色
160 161 162	茶褐色	380 381 382	灰褐色
170 171 172	黄褐色	390 391 392	灰白色
180 181 182	緑褐色	400 401 402	白黄色
190 191 192	黒褐色	410 411 412	白緑色
200 201 202	灰 色	420 421 422	白褐色
210 211 212	灰黄色		

14 臭 気

下表のコードを記入。

微 中 強	臭気内容	微 中 強	臭気内容
011	無臭	221 222 223	フェノール臭
021 022 023	メロン臭	231 232 233	タール臭
031 032 033	スマイレ臭	241 242 243	油(精油廃液)臭
041 042 043	キューリ臭	251 252 253	硫化水素
051 052 053	樟脳臭	261 262 263	塩素(遊離塩素)臭
061 062 063	丁氏臭	271 272 273	アンモニア
071 072 073	ラベンダー臭	281 282 283	ヨードホルム
081 082 083	レモン臭	291 292 293	洗剤臭
091 092 093	ニンニク臭	301 302 303	皮革臭
101 102 103	グラニウム臭	311 312 313	パルプ臭
111 112 113	バニラ臭	321 322 323	金気臭
121 122 123	青草臭	331 332 333	金腐臭
131 132 133	木材臭	341 342 343	ちゅうかい臭
141 142 143	川藻臭	351 352 353	魚腐敗臭
151 152 153	海藻臭	361 362 363	動物腐敗臭
161 162 163	土 臭	371 372 373	し尿ふん尿臭
171 172 173	沼沢臭	381 382 383	下水臭
181 182 183	カビ臭	391 392 393	青物臭
191 192 193	魚 臭	401 402 403	デンブン臭
201 202 203	肝油臭	501 502 503	その他
211 212 213	貝(はまぐり)類臭	601 602 603	塗料臭

15 満潮時刻・干潮時刻

HHMMで記入(10時15分の場合は、「1015」)

16 流況

下表のコードを記入。この他にコメントがあれば、別添とする。

コード		流 況
00	河・湖・海	通常の状態
01	河 川	逆流
02	〃	憩流
03	〃	流量大(大雨、雪どけのため)
04	河・湖・海	流量きわめて小(異常渇水・河川工事のため)
05	〃	濁り多し(上流または近海で工事のため)
06	〃	ゴミ・浮遊物多し
07	〃	波浪強し
08	〃	赤潮(又はアオコ等)が発生している
09	〃	重油等(事故)の流出があった
10	〃	工場排水、都市下水の直接的影響があった
11	〃	流氷あり
12	〃	凍結
13	〃	その他

◎ 数値の取扱い方法

(1) 有効数字等について

- ① 報告下限値未満の数値は、「報告下限値未満」（記載例「<0.005」）とする。
- ② 有効数字は、特に断りのない限り2桁とし、3桁目以下を切り捨てる。
- ③ 報告下限値の桁を下回る桁は切り捨てる。
- ④ 気温・水温は、小数点以下1桁とする。
- ⑤ pHは、小数第2位を四捨五入し、小数点以下1桁とする。
- ⑥ DO、BOD、CODは、小数点2位以下を切り捨て小数点以下1桁までとする。
- ⑦ 大腸菌群数については、指数表示とする。
- ⑧ 硝酸性窒素と亜硝酸性窒素については、まず、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素測定値の合計値を求めた後に、上記の②及び③の桁数処理を行う。ただし、硝酸性窒素と亜硝酸性窒素の測定値のいずれか一方が報告下限値未満の場合は、その報告下限値未満に代えて報告下限値の数値を測定値として扱う。

(2) 平均値について

- ① 有効数字は2桁とし、その下の桁を四捨五入する。この場合、報告下限値の桁を下回る桁が残る場合は四捨五入して報告下限値の桁までとする。
- ② 報告下限値未満の数値は、報告下限値の数値として扱い平均値の計算を行う。
- ③ BOD・CODの達成状況の判断は、日間平均値の全データの年間75%値を用いる。
- ④ 健康項目について、全シアンは最高値、その他の項目は年間平均値で判断する。



◎ 報告下限値及び記載方法一覧

区分	測定項目	環境基準値等	報告 下限値	記載方法		
				有効数字	小数点下	下限未満
一般項目	気温	—	—	—	1桁	—
	水温	—	—	—	1	—
	流量	—	—	2	1	—
	透視度	—	—	2	整数	—
	採取水深	—	—	2	1	—
	全水深	—	—	2	1	—
	透明度	—	—	2	1	—
生活環境項目	pH	6.5~8.5 <sup>*1, 2</sup> /7.8~8.3 <sup>*3</sup>	—	—	1桁	
	DO	2/5/7.5以上	0.5	2	—	< 0.5
	BOD	1/2/3/5/8/10以下	0.5	2	—	< 0.5
	COD	1/2/3/5/8以下	0.5	2	—	< 0.5
	SS	1/5/15/25/50/100以下	1	2	整数	< 1
	大腸菌群数	50/1,000/5,000以下	—	2	指数表示	
	n-ヘキサン抽出物質(油分等)	検出されないこと	0.5	2	1	< 0.5
	全窒素	0.1/0.2/0.3/0.4/0.6/1以下	0.05	2	2	< 0.05
	全燐	0.005/0.01/0.02/0.03/ 0.05/0.09/0.1以下	0.003	2	3	< 0.003
	全亜鉛	0.01/0.02/0.03以下	0.001	2	3	< 0.001
	ノニルフェノール	0.0006/0.0007/ 0.001/0.002以下	0.00006	2	5	< 0.00006
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸 及びその塩	0.006/0.01/0.02/ 0.03/0.04/0.05以下	0.0006	2	4	< 0.0006
	底層DO	2/3/4以上	0.5	2	—	< 0.5
健康項目	カドミウム	0.003	0.0003	2	4	< 0.0003
	全シアン	検出されないこと	0.1	2	1	< 0.1
	鉛	0.01	0.002	2	3	< 0.002
	六価クロム	0.05	0.02	2	2	< 0.02
	砒素	0.01	0.005	2	3	< 0.005
	総水銀	0.0005	0.0005	2	4	< 0.0005
	アルキル水銀	検出されないこと	0.0005	2	4	< 0.0005
	PCB	検出されないこと	0.0005	2	4	< 0.0005
	ジクロロメタン	0.02	0.002	2	3	< 0.002
	四塩化炭素	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
	クロロエチレン(地下水)	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
	1,2-ジクロロエタン	0.004	0.0004	2	4	< 0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.01	2	2	< 0.01
	trans-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.004	2	3	< 0.004
	1,2-ジクロロエチレン(地下水)	0.04	0.004	2	3	< 0.004
	1,1,1-トリクロロエタン	1	0.0005	2	4	< 0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.0006	2	4	< 0.0006
	トリクロロエチレン	0.01	0.002	2	3	< 0.002
	テトラクロロエチレン	0.01	0.0005	2	4	< 0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
	チウラム	0.006	0.0006	2	4	< 0.0006
	シマジン	0.003	0.0003	2	4	< 0.0003
	チオベンカルブ	0.02	0.002	2	3	< 0.002
	ベンゼン	0.01	0.001	2	3	< 0.001
	セレン	0.01	0.002	2	3	< 0.002
	硝酸性窒素	—	0.001	2	3	< 0.001
	亜硝酸性窒素	—	0.005	2	3	< 0.005
	ふっ素	0.8	0.08	2	2	< 0.08
	ほう素	1	0.02	2	2	< 0.02
	1,4-ジオキサン	0.05	0.005	2	3	< 0.005

区分	測定項目	環境基準値等	報告	記載方法			
			下限値	有効数字	小数点下	下限未満	
要	クロロホルム	0.006/0.7/0.8/3以下	0.0006	2	4	< 0.0006	
	トランス-1,2-ジクロロエチン (公共用水域)	0.04	0.004	2	3	< 0.004	
	1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.006	2	3	< 0.006	
	p-ジクロロベンゼン	0.2	0.02	2	2	< 0.02	
	イソキサチオン	0.008	0.0008	2	4	< 0.0008	
	ダイアジノン	0.005	0.0005	2	4	< 0.0005	
	フェニトロチオン (MEP)	0.003	0.0003	2	4	< 0.0003	
	イソプロチオラン	0.04	0.004	2	3	< 0.004	
	監	オキシシン銅 (有機銅)	0.04	0.004	2	3	< 0.004
		クロロタロニル (TPN)	0.05	0.005	2	3	< 0.005
プロピザミド		0.008	0.0008	2	4	< 0.0008	
EPN		0.006	0.0006	2	4	< 0.0006	
ジクロロボス (DDVP)		0.008	0.0008	2	4	< 0.0008	
フェノブカルブ (BPMC)		0.03	0.003	2	3	< 0.003	
イプロベンホス (IBP)		0.008	0.0008	2	4	< 0.0008	
視		クロルニトロフェン (CNP)	—	—	2		
		トルエン	0.6	0.06	2	2	< 0.06
		キシレン	0.4	0.04	2	2	< 0.04
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06	0.006	2	3	< 0.006	
	ニッケル	—	—	2			
	モリブデン	0.07	0.007	2	3	< 0.007	
	アンチモン	0.02	0.002	2	3	< 0.002	
	項	塩化ビニルモノマー (公共用水域)	0.002	0.0002	2	4	< 0.0002
		エピクロロヒドリン	0.0004	0.00004	2	5	< 0.00004
		全マンガン	0.2	0.02	2	2	< 0.02
ウラン		0.002	0.0002	2	4	< 0.0002	
フェノール (水生生物保全)		0.01/0.05/0.08/0.2/2以下	0.001	2	3	< 0.001	
ホルムアルデヒド (水生生物保全)		0.03/0.3/1以下	0.003	2	3	< 0.003	
4-tert-オクチルフェノール (水生生物保全)		0.0004/0.0007/0.0009/ 0.001/0.003/0.004以下	0.00004	2	5	< 0.00004	
アニリン (水生生物保全)		0.02/0.1以下	0.002	2	3	< 0.002	
2,4-ジクロロフェノール (水生生物保全)		0.003/0.01/0.02/0.03以下	0.0003	2	4	< 0.0003	
目		フェノール類	—	0.005	2	3	< 0.005
	銅	—	0.01	2	2	< 0.01	
	亜鉛	—	0.01	2	2	< 0.01	
	鉄 (溶解性)	—	0.1	2	1	< 0.1	
	マンガン (溶解性)	—	0.05	2	2	< 0.05	
	クロム	—	0.01	2	2	< 0.01	
特殊項目	塩素イオン	—	0.1	2	1	< 0.1	
	濁度	—	0.1	2	1	< 0.1	
	電気伝導度	—	10	2	整数	< 10	
	EPN	—	0.0006	2	4	< 0.0006	
	アンモニア性窒素	—	0.01	2	2	< 0.01	
	リン酸イオン	—	0.003	2	3	< 0.003	
	MBAS	—	0.02	2	2	< 0.02	
	TOC	—	0.1	2	1	< 0.1	
	クロロフィルa	—	1	2	整数	< 1	
備考	単位については、気温・水温(℃)、流量(m <sup>3</sup> /s)採取水深・全水深・透明度(m)、透視度(cm)、大腸菌群数(MPN/100ml)、電気伝導度(μS/cm)、クロロフィルa(μg/l)、その他pH以外は(mg/l)とする。						

\*1 河川AA～C類型、\*2 湖沼AA～B類型、\*3 海域A～B類型

令和3年度

公共用水域及び地下水の水質測定計画

発行 高知県林業振興・環境部環境対策課  
高知市丸ノ内1-7-52  
TEL (088) 821-4524  
FAX (088) 821-4520  
E-mail 030801@ken.pref.kochi.lg.jp

印刷 西富 謄写堂印刷  
高知市城山町36  
TEL (088) 831-6820



[本文]



古紙配合率 100%  
白色度 70(以下)%再生紙を使用しています

[表紙]



古紙配合率 100%再生紙を使用しています